

会報

第86号

国立大学協会

昭和54年11月

(第29卷第4号 通卷第86号)

会報

第86号

II
月号



国立大学協会事務局

◇目 次◇

●エッセー			
所	感	埼玉大学長 岡本 舜三	5
●学長の国際交流			
オーストラリアの大学副学長団の来日	東京水産大学長 佐々木忠義		11

計画的な古代の道	木下 良	75	
《窓》	ことばと情動と文化	角田 忠信	84

事業報告

●諸会議議事要録 (7月～9月)

理事会 (9. 20)	41
定員問題について	
第1常置委員会 (8. 23)	43
高等教育の計画的整備について	
第1常置委員会 (9. 10)	46
「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する見解のまとめについて	
委員長の選任について	
連合大学院の問題について	
第2常置委員会 (9. 18)	53
前回の小委員会報告について	
委員長の選出について	
高等学校学習指導要領改正に伴う共通第1次学力試験のあり方について	
第6常置委員会 (9. 20)	58
定員問題について	
第6常置委員会 (9. 27)	59
昭和55年度予算に関する要望書について	
医学教育に関する特別委員会 (7. 31)	61
新しい医科大学の附属病院の病床数について	
医学の卒後研修のあり方について	
医学教育振興財団について	
週休2日制の実施について	
委員長の選出について	

特別会計制度協議会 (9. 28)	69
定員問題について	
昭和55年度予算について	
創立30周年記念行事準備委員会 (7. 12)	73
記念行事の実施計画について	

● 諸 会 合	74
---------	----

要 望 書

国家公務員定員削減に関する要望書	77
8. 10付 文部大臣・行政管理庁長官宛	
9. 20付 文部大臣宛	
10. 8付 行政管理庁長官宛	
昭和55年度予算に関する要望について	79
大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書について	81

資 料

「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する見解(回答)	85
----------------------------------	----

そ の 他

学長等の異動	89
事務局内線電話番号変更のお知らせ	89
寄贈図書	90

所 感

埼玉大学長 岡本 舜三

*

大学の運営は大学の自治を基礎にして、その上に立つ2本の支柱、教授会と評議会によって行われている。したがってこれらの基礎と支柱が確固としていれば、大学は正常に運営され、時とともに発展していくはずである。しかし私の僅かの経験からみても、この3つを如何に理解し、如何に大学運営の上に生かしていくかは非常にむつかしいことで、その模索の中に年月がすぎていったように思われる。

*

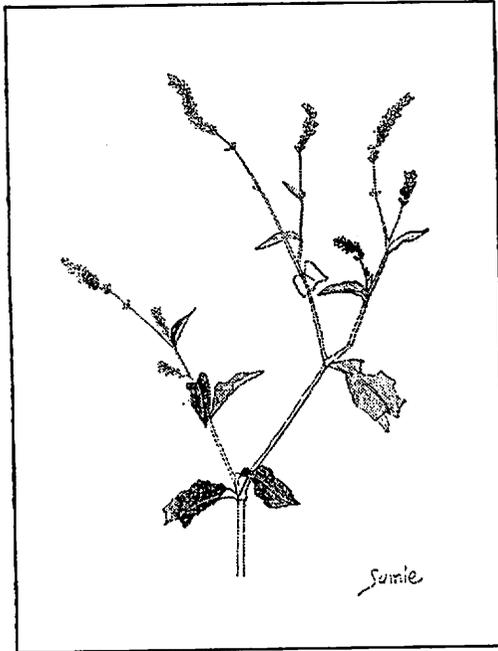
大学の自治については中央教育審議会の答申は、それを大学の管理運営上の自主性にとらえ「大学の自治は抽象的、観念的なものではなく具体的、実質的にこれを考えなければならない。それは教員人事、学内施設の管理および学生の指導、財政の面において実質的に現れる」とした。そしてそのうち最も基本と思われる教員の選考については、何よりも適任者を選ぶことが必要であり、そのためには選考の範囲が閉鎖的にならないよう選考方法について慎重を期するものとしている。既に慣習的になっているため意識するところが薄いですが、教官による教官の選考は大学のもつ最も重要な自治権であって、これは大学として特に重視しなければならないことと考える。

現在普通に行われている教官選考の方法は教授会が設置した人事委員会が候補者を選び、教授会に推薦し、そこで審議決定した候補者を学部長、学長、文部大臣の線で発令まで持っていくものである。そして実情はこの手続の中で人事委員会とそれに提出するまでの候補者の人選が主役をなしている。教授会では人事委

員会の推薦に対し、若干の質問はあるが多くの場合推薦通り承認され、その場で激論がたゞかわされるようなことは殆んどない。まして学部長、学長、文部大臣の段階でチェックすることはまず不可能で、選考手続が正当であれば、教授会決定通り発令される。したがってキーポイントは人事委員会にかゝる前の人選にあるが、これについて中教審は閉鎖的になることを戒め「たとえば公募によるなど広く人材を求めるとともに、学内外の専門家の意見を聞くなどの方法を用いて慎重を期する」よう求めている。以上の手続は知識人の集団である大学における人事の進め方としてはきわめてふさわしいもので、現実にもおゝむね良い結果を生んでいる。

しかし制度には必ず欠陥をとまなうものであり、適正に運用されない場合も考えておく必要はあろう。第一の問題はミス人選の問題である。人選にあたって公募によるのも専門家の推薦によるのも適正にいけば問題はないが、公募では一回の面会位では人物まで見抜くことは容易でないこと、専門家の意見には、そのようなことはあってはならないことではあるが、稀には弟子の就職を希うあまり、過大な評価をされることがあること等については充分考えておく必要がある。万一不適任な人事が行われた場合、小さな大学ではその講座は勿論学科の将来まで非常に暗くなる。

稀におきるこうした失敗を防ぎ、良き適任者を選ぶには、将来教官になるうとする者が、米国等で行われているように、大学院、助手等の時代に種々の大学を遍歴するような風習を我が国にも植えつけるのがよいであろう。こうすれば大学としては多くの研究者に接しその中から選択することが出来、閉鎖的になる弊が除かれ、また候補者側からみれば、自己に適した場所を選別する機会をもつことになる。このような制度は旧設大学に於ては、手持ちの候補者が多いため或いは実現に難点があるかと思われるが、新設大学は余り抵抗なく採用しうる状況にある。旧設大学の協力も得て、こういう風習を自主的に作り上げていくのが、良き教員をうる一つの途ではないかと思われる。



第2の問題は公募にせよ推薦にせよ、人選に実質的に関与する人数、またそれに可否の投票をする教授会の人数はそれほど多くはない。それ故もしそこに派閥的なものが出来ていてその策動がある場合は、政界と異なり、他の人々が殆んど無色である教授会においては、その派閥をのぼすことは容易であり、それがある程度以上の大きになればあとは鼠算的に拡大し、間もなく学部教授会を牛耳ることになる。これは自治にもとづく社会において最も危

惧される現象であって、これを防止するには教授会の良識以外にはない。人事委員会の推薦は原則的に尊重すべきものではあるが、教授会が教官選考に関する教授会自治の重い責任を果すについては、十分な自覚が必要な所為である。

*

中教審答申は大学の自治を専ら実質的問題に限定しているが、問題を常にそこに限定することは大学という雰囲気の中では困難で、教授会、評議会等では具体的問題に関連してしばしば抽象的論議が闘わされる。これについて中教審答申では「学問研究の自由と進歩を基軸とする大学の自治は、これを固定したものと考えるべきでなく、その本質と伝統を保ちながら、急激に変化していく大学の内外の事情に即して、有効な弾力性のある生きた制度として現実的に発展させていくべきものである」としているが、これまで議論されたことをきいていると、大学の自治が学問研究の自由を基軸とすることには何人も異議はないが、学問研究の進歩を基軸としていると云う点についてはその意味をはかりかねている人がかなりあるようである。具体的制度には進歩は関係があるが、自治そのものが進歩と

かゝりあいがあるのか、そうした一見時間の空費のような議論が随時行われて、議長をつとめる私はそのとりまとめに困惑するのであるが、しかしこうした結論なき議論を繰返すことも、大学自治という大学運営の基本となる問題の認識を深めるものとして意義あるものであらうと思う。中教審答申が敢えて抽象的論議を避けたのも、それが無意義ということではなく、各大学の論議にまかすという姿勢をとられたのではないかと考えている。

*

教授会の目的性格について中教審答申は「教授会は学部における教育研究について管理運営上の重要な機関である。現行の制度においてはその職務権限、構成、設置、学部長との関係等が明確でない。よってそのあり方を次のようにすべきである」として職務権限、構成、設置についてそれぞれの考え方を示している。そのうち職務権限については「現在、教授会の審議事項に関する規定は、必ずしも明らかでなく、大学によっては本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育指導および学業評価、学部長、教員の候補者の選出、学位、称号に関する事項等について審議にあたるものとすべきである」としている。

こゝに本来教授会の審議事項とは考えられないような事項の内容が明らかにされていないが、およそ大学の問題で学生の教育指導に関らないものはないので、解釈によって取扱う範囲に幅が出来てきたのが実情であらう。たとえば最近のように学生の自動車通学が増えてくると学内の交通規制が教授会の話題となるが、これは本来は事務局が主体となるべきことである。また予算配分は教育研究に重大な関係をもつから教授会が問題にするのは当然であるが、すべて物事を徹底的に追求せねばやまない研究者の性格として、議論が微に入りすぎて迷路に入り込み、時間の空費となる場合もなくはない。これについてはどのあたりまでが教授会の範囲、どこから先が事務局の範囲であるかについて適正な線がひかれる必要がある。学術の急速な進歩と社会の複雑化にともない教育研究に関する事項も増

えており、教官の負担は著しく増大しているのであるから、中教審答申が述べているように、教授会は間口を拡げず、出来るだけ自らの負担を軽くする必要がある。しかし教授会が貴重な研究の時間をさいてまで権限外の仕事を引き受けることになったのは、教授会こそ大学運営の責任を負っているとの自負がそうさせたのであって、この自負は貴重なものである。現在、むつかしい環境の中で大学が正常な歩みを続け得るのは、教授会のこの自負に負う所が多く、これは大切に持ち続けなければならない。たとえそれが非能率であっても、この自負を損うような変革は軽々になすべきではないと考える。

*

教授会について近時おきた新しい問題は大学院研究科新設にともなう研究科委員会との関係である。前者は法によって格付されているが後者についてはそれが明確でなく、学部長は大臣発令で研究科委員長は学長発令である。また同じ学内に大学院のある学部とない学部、或いは学部の上に載らない大学院があることなど、こうした色々な事情から現在では両者の関係が曖昧のままそれぞれに運営されている。今のところは歴史の重みからいって、学部教授会が嫡子、研究科委員会が庶子のような立場にある。しかし大学における研究の重要性は日増しに高まっており、それとともに今後大学院の比重がますます高まることは目に見えている。また研究は必ずしも一学部一大学の枠内に閉じ籠らず本来開放的な性格をもっており、これは伝統を誇り閉鎖的性格をもつ学部とは色々な面で相容れない。

性格の違う2個のものを同じ袋に入れ、ある場合には同じもの、ある場合には別々のものとして運営することは両者の比重に大差がある場合には可能であるが、同程度になった場合にはかなりむつかしいことになる。ことによると一方が他の足を引張る危惧がないとは云えないように思われる。こうした危惧を未然に防止するためには、学内における大学院の組織を出来るだけ単純にし、その研究科委員会の格付も明確にすることが必要である。今後大学院は本格的に組織されていくことになるが、その際理念のみが先走った余りに複雑な機構を作って、その運

営がともなわずに所期の効果をあげ得ないことのないよう、慎重な配慮が必要であると思われる。

*

評議会は学長、学部長、各学部の教授若干名その他の重要な部局の長をもって構成され、学長の選考、学則、学部規則等の制定改廃、学内予算の方針、学生の厚生補導等大学運営に関する重要事項を全学的立場で審議する機関として位置付けられ、その権限は明確になっている。その重い責任に鑑み慎重な論議が行われることは云うまでもないが、この場において遭遇する最もむつかしい問題は、評議員がどこまで所属学部教授会の意見にしばられるかということであろう。このことについての各評議員の考え方は、学部がそれぞれ伝統と専攻を異にするためにかなりの差異があり、これが評議会の決定方法にまで関連をもってくる。慣行遵守、全学部一致、全員一致、多数決等各種の採決方法があり、重要問題について意見が一致しなかった場合に如何に処置するかは、学内に後々しこりを残さないようにとの配慮もあって、議長の最も苦勞するところである。慣行は大切であるが、僅か30年間に急膨張した新設大学では、少数学部時代の慣行は実情に遠いものがある。全学部一致、全評議員一致はこれも学部数、評議員数が多くなった現在では、少数意見支配となるおそれがある。結局残るのは多数決であるが、これも各評議員の背後には多数の教官が在ることを考えると、時と場合によっては学内にしこりを残すことになる。このように各方法それぞれに難点はあるけれども結局決断はせねばならず、紛争中はこのようなきわどい場面に出合って議長が苦慮される場合がしばしばあった。しかし結局は許し得るだけの時間をかけて論議された後に、多数決を採用された大学が多かったときいている。これは当然のことと云えるかも知れないがこの決断は全学一致を希求する学長としてはかなりつらいことである。しかし非常の場合、その決断をする覚悟は常に持っていなければならないと考えている。

オーストラリアの大学副学長団の来日

第5常置委員長 佐々木忠義
東京水産大学長

オーストラリアの3大学の副学長より成る訪日団が1979年5月20日来日した。一行は北海道から西は広島に至る各地を歴訪、諸教育・研究機関で充実した視察・意見交換を重ね、6月20日離日した。

来日した副学長団の構成は次の通りである。

- R. H. マイヤーズ博士 ニューサウスウェルズ大学副学長
(Dr. Rupert Horace Myers Vice-Chancellor, University of New South Wales)
- D. A. ロウ博士 オーストラリア国立大学副学長
(Dr. Donald Anthony Low Vice-Chancellor, Australian National University)
- R. L. マーチン博士 モナッシュ大学副学長
(Dr. Raymond Lescie Martin Vice-Chancellor, Monash University)

なお、オーストラリアの大学のChancellor (学長) は一種の名誉職であり、Vice-Chancellor (副学長) が事実上わが国の学長に当る役割を果している。またマイヤーズ教授はオーストラリア大学副学長委員会の委員長を務めている。

一行の滞日日程は下表の通りである。

月 日	行 動 計 画		宿 泊
	午 前	午 後	
5. 20(日)	7:00 成田着 (JL772)		ホテルオークラ (東京)
5. 21(月)	10:00	14:00 国立教育研究所訪問 16:00	"
	}	16:30 在日オーストラリア大使館表敬訪問	
		17:30	
5. 22(火)	10:00 東京大学訪問	14:00 早稲田大学訪問	"
	13:00 会食	16:30	
5. 23(水)	9:10 上野発 (ときわ5号)	14:30 金属材料技術研究所訪問	"
	9:59 土浦着	15:30	
	10:30 筑波大学訪問	15:40 無機材質研究所訪問	
	14:20 会食	16:30	
		17:09 土着発 (ときわ10号)	
		18:04 上野着	

●オーストラリアの大学副学長団の来日

5. 24(木)	10:00	東京水産大学訪問 会食	14:00	日本学術振興会訪問 文楽(国立劇場)	"
	13:45		15:30		
5. 25(金)	10:30	一橋大学訪問 会食	14:30	東京外国語大学附属日本語学校訪問	"
	14:20		15:30		
5. 26(土)		希望訪問		N響定期演奏会(NHKホール)	"
5. 27(日)		休日(自由)			"
5. 28(月)	10:24	東京発(ひかり129号) 京都着 (車内昼食)	14:30	京都大学訪問	都ホテル(京都)
	13:17		16:30		
5. 29(火)	10:00	市内見学(京都御所) 昼食	14:00	桂離宮見学 島津製作所見学 学長招待夕食会	"
			17:00		
5. 30(水)		京都大学 昼食	13:17	京都発(ひかり129) 神戸着 神戸大学訪問 オセアニア経済部門関係者と懇談 学長招待夕食会	オリエンタルホテル(神戸)
			14:15		
5. 31(木)	10:30	国立民族学博物館見 学食	16:30	座談会	"
	15:00		18:00		
6. 1(金)	10:00	留学生との懇談会 昼食	12:40	新神戸発(ひかり67号) 広島着 東洋工業KK工場見学 学長招待夕食会	広島グランドホテル(広島)
	11:20		14:34		
6. 2(土)	9:20	広島大学訪問	10:00	原爆慰霊碑参拝 宮島見学	"
	10:00		17:00		
6. 3(日)	10:00	市内見学 昼食	18:00	夕食	"
	13:00		20:00		
6. 3(日)	10:16	広島発(ひかり130号) 名古屋着 (車内昼食)		(自由)	ホテルナゴヤキャッスル(名古屋)
	13:53				
6. 4(月)	11:00	分子科学研究所訪問 (懇談) 会食	14:00	分子科学研究所内見学 名古屋大学長招待夕食会	"
	14:00		15:00		
			18:30		

6. 5(火)	10:00} 名古屋大学訪問 13:30} 昼食	14:45} 名古屋発 (ANA 709) 16:15} 千歳着	グランドホテル (札幌)
		夕食	
6. 6(水)	9:40} 北海道大学訪問 ? } 14:00} 昼食	14:00} 市内見学 17:30} 18:30} 学長招待夕食会 21:00}	"
6. 7(木)	9:55} 千歳発 (ANA54) 11:25} 羽田着	(自由)	ホテルオークラ (東京)
		17:00} 歌舞伎観劇 (歌舞伎座)	
6. 8(金)	希望訪問	15:00} 国大協主催懇談会 18:00} (15~16招待準備委員会) 18:30} 国大協会長招待パーティ 20:30} (学生会館)	"
6. 9(土)	帰国準備	帰国準備 21:30 成田発 (JL 441) (マイヤーズ副学長)	"
6. 10(日)	(ロー副学長, マーチン副学長)		

東京大学の訪問

オーストラリアの副学長一行3名は、5月22日午前10時、東京大学を訪問し、総長室において向坊隆総長と懇談した。この席には館龍一郎総長特別補佐(経済学部教授)、藤井澄二工学部長、西島和彦理学部長、および護雅夫文学部教授が同席した。

はじめに、マイヤーズ副学長から一行を代表し、国立大学協会の会長である向坊総長に対し、今回の招待について謝辞が述べられた。ついで東大側から、英文資料をもとに東京大学の概要について説明を行ったが、これに関連してオーストラリア側からはとくに附置研究所の性格、地位などについて質問があった。さらに国立大学共同利用研究所と大学の附置研究所との違い、共同利用研究所と大学との関係などについて説明を求められ、話題は研究学園都市構想にまで及んだ。すなわちこの構想が、いつ、だれによって、どのような形で打ち出されたものなのか、また具体的には高エネルギー物理学研究所の設立の経緯、あるいは新構想大学としての筑波大学と既存の大学との違い、筑波大学に対する既存

の大学の見方などについて、オーストラリア側の質問に応ずる形で東大側から説明が行われた。

ついで大学自体の問題に話題がもどり、学長の選出方法、評議会の構成と権限、予算のしくみとその決定方法、予算の学内配分の方法などについて東大側から説明があり、一方それぞれについてオーストラリア側からオーストラリアの大学の実情について説明があり、比較考察が行われた。さらに東大側から現在大学が直面している問題として、狭あい化しているキャンパスの問題、大学院を中心とする教育の質の改善の問題、大規模な附置研究所の改組の問題などがあげられ、また各大学共通の問題として今年度から始まった共通第1次試験と2次試験との関係について説明があった。なお参考までにと提示した共通第1次試験と東大の2次試験の試験問題のうち、とくに英語の試験問題は一行の関心をひいたようであった。

出席者一同は12時ごろから席を上野精養軒に移し、昼食をともにしながら約1時間半にわたって懇談をした。

早稲田大学の訪問

5月22日午後2時、早稲田大学校友会館2階8号室に3大学副学長をお迎えし、清水司総長、正田健一郎常任理事（教務担当）、示村悦二郎教務部長等と1時間30分にわたり懇談が行われた。初めに総長より早稲田大学について学部・大学院・研究所・大学予算等概略説明が行われたが、とくに私立大学の経営・管理について興味を示され、そのなかで経営に関連して、私立大学に対する国庫補助について質問があり、総長、理事より詳細な説明が行われた。

1966年より1976年まで、英国レバヒューム財団の授助によりオーストラリアの諸大学と早稲田大学との間に人事の交流があったが、来学された3名の副学長の所属大学へ派遣された本大学教育学部大島康行、商学部宮下史明、理工学部加藤栄一各教授が途中から同席し、とくに加藤教授はニューサウスウェルズ大学副学長マイヤーズ博士と旧知の間柄で旧交を温められた。時間の都合もあって午後3時30分より演劇博物館を訪問された。同館の学芸員の説明を熱心に聞いておられたが、日程による文案、歌舞伎観賞の予備知識として役立ったと喜ばれ、午後4時30分大学を去られた。

筑波研究学園都市の訪問

1. 訪問日程

昭和54年5月23日（水）

10：30～10：50 筑波大学長表敬訪問

11：00～12：00 筑波大学学術情報処理センター見学

12：00～13：00 昼食会

13：30～14：00 筑波大学中央図書館見学

14：00以後は、次のとおりマーチン氏・マイヤーズ氏とロウ氏の二手に分れて見学を行った。

○ マーチン氏・マイヤーズ氏

14：00～14：20 筑波大学キャンパス一周

14：30～15：40 金属材料技術研究所筑波支所見学

14：45～16：40 無機材質研究所見学

○ ロウ氏

14：00～16：00 筑波大学諸施設見学（外国語センター，テープライブラリー，体育芸術図書館，格技体育館，農林技術センター，附属病院

16：00～16：30 松見公園見学

2. 3副学長見学・懇談内容

(1) 学長表敬訪問（於学長室）

マイヤーズ氏が、一行を代表して、宮島龍興学長に訪問受入れのお礼を述べた。宮島学長から教育組織についての説明があり、特に、学部を置かない学群・学類という新しいシステムに関心を引かれた様子であった。

(2) 学術情報処理センター見学

中山和彦センター長から、同センターの活動について、「図書等の学内情報のデータベース化を行っている。またC A Iシステムを使った教育等の多くの改革を試みている。情報社会のリーダーとなるためにはコンピューターの使い方を学ぶことが必要であると考えて、全学生にコンピューターの授業を受けさせている」など説明があり、テクノロジー関係の調査を行っているというマイヤーズ氏が、強い関心を示し、熱心に質問していた。次

に同センター長の案内で、レーザービームプリンタを用いた漢字出力システム、教育情報処理の授業、学生作業室、一般端末室、計算機室を見学した。特に漢字のプリント、授業風景に興味をそそられた様子であった。また設備の素晴らしさに感嘆していた。

(3) 昼食会（於大学会館第一会議室）

出席者 学長	宮島 龍興
副学長（教育担当）	福田 信之
〃（研究担当）	町田 貞
〃（医療担当）	清水 寛一
〃（厚生・補導担当）	高橋 進
〃（総務担当）	阿南 功一
企画調査室長	鈴木 博雄

昼食会では、大学の新しい組織運営等が話題となり、3副学長からは適宜活発な質問がでるなど有意義な懇談の場となった。

マーチン氏から、大学の創立の概要について述べてほしいとの要請があり、福田副学長から、大規模校、小規模校ともそれぞれ利点があり、本学はその両方の長所を取り入れるために、教育組織は6つの小グループに分け、研究組織は専門別とし、弾力的な運営が行えるような組織としたことなど建学の方針を含め、詳しい説明があった。

ロウ氏からは、教官の雇用問題について質問があり、福田副学長から教官の採用時の人事委員会の対応、配置の実情等について説明があった。

その他、図書館へのコンピューター導入、学生の選考（特に推薦制度）等が話題となった。

最後にマイヤーズ氏から、一行を代表して、「非常に興味深いお話を伺った。新しい制度の成功を祈っている」と挨拶があった。

(4) 中央図書館見学

昼食会で図書館へのコンピューター導入が話題となったこともあり、10月開館予定の中央図書館の見学が急遽組み込まれた。中央図書館の図書貸出、返却の搬送に使用される新システムであるテレリフトが特に一行の注意を引いた。

3. マーチン氏・マイヤーズ氏見学内容

(1) 金属材料技術研究所筑波支所見学

木村啓造支所長から、同支所ではあらゆる種類の金属の作製及び使用について、3グル

ープに分れて研究しているなど研究の概要について説明があった。

次に立川電磁気材料研究部長の案内で実験室を見学した。超電導材料についての説明の際には、冶金学を専攻とするマイヤーズ氏がさらに詳しい説明を求め、熱心に質問をしていた。

(2) 無機材質研究所見学

山口成人所長、後藤総合研究官から研究システムについて、「10名程度の研究員からなるグループが15ある。各グループは5年計画で研究を行い、5年後には解散して別のグループを形成する。常に新しい材質の作成及び適用を考えているので、小グループによる弾力的なシステムが適している。しかし、この研究は若手研究員は歓迎しているが、リーダーにとっては、5年ごとに成果が問われるので、非常に厳しいシステムである」との説明があった。説明の後、赤外線集中加熱単結晶製造装置、超高圧電子顕微鏡を見学したが、終始活発な意見交換がなされた。

両研究所の見学を終えたマーチン氏、マイヤーズ氏は、設備の素晴らしさに感嘆するとともに、筑波研究学園都市に投じられている資金が莫大であることに驚いていた。

4. ロウ氏見学内容

(1) 筑波大学施設見学

金属材料技術研究所筑波支所、無機材質研究所が専門外の分野であることから、別途に筑波大学内の外国語センター、テープライブラリー、体育芸術図書館、格技体育館、農林技術センター温室、附属病院を見学した。

外国語センター附属テープライブラリーを見学した際に、オーストラリア国立大学では図書館内部に装置されていると述べた。体育芸術図書館では、利用状況について熱心に質問があり、格技体育館では、施設の充実さに感嘆していた。ロウ氏の趣味が園芸であることから、農林技術センターの温室を訪れ、栽培されている草花を鑑賞した。附属病院では、病床数、医者の数、看護婦の数等病院の規模について質問があった。

(2) 松見公園見学

筑波研究学園都市を記念する公園の一つである松見公園に立ち寄り、展望台に昇り、学園都市全体を眺望した。

東京水産大学の訪問

副学長団一行は5月24日午前東京水産大学を訪問した。大学側では佐々木学長をはじめ岩本学生部長、小笠原水産資源研究施設長、加藤教授その他が学長室に出迎え、まず佐々木学長が本学の教育・研究活動の概略を説明した。3副学長は水産単科大学としての本学のユニーク性に大きな興味を示し、講座の構成、大学院の制度、調査・訓練航海、外国人留学生の受入れ状況などにつき詳細な質問が寄せられた。

続いて学内施設の見学に移り、まず多紀助教授が一行を水産資料館に案内し、収蔵の水生動植物標本や水産増養殖資料などにつき説明を行った。地理的に近いせいか、3副学長は研究・練習船海鷹丸による南極調査資料やオキアミの資料に興味を示し、専門外とはいながらもかなりつつこんだ質問が出された。

次に水産資源研究施設では小笠原教授が現在実験飼育中であるアメリカン・ロブスター、日本産アカザエビ、東南アジア及び日本産のテナガエビ類などの初期発生、種苗生産、養成を説明した。一行は海から離れた場所での海産動物飼育の難易などにつき質問し、また海・淡水の循環調節装置（アクアトロン）のシステムにつき専門的な興味を示していた。

水理模型実験棟では加藤教授、加納助教授の説明で波浪実験、東京湾模型を見学した。コンピューターによる造波操作や東京湾の汚染模型実験については、とくにマイヤーズ副学長が専門的な立場から詳細な質問を重ねていた。

学内見学の後、再び学長室で会談を行い、今後研究者・留学生の交換をより活発にしようという点で両者の意見は完全に一致した。

訪問を終えた3副学長は続いて八芳園での昼食会に臨んだ。本学からは佐々木学長、岩本教授、小笠原教授、加藤教授、多紀助教授、事務局長、庶務課長が出席した。3副学長は旧大久保彦左衛門邸である八芳園の日本庭園の春を満喫し、午後2時、次の訪問先である日本学術振興会へ向った。

一橋大学の訪問

1. 期日 昭和54年5月25日（金）

2. スケジュール

(1) 10:30~11:15 一橋大学長との懇談会

陪席者：附属図書館長，分校主事，各学部評議員，学生部長，経済研究所長

(2) 11:20~12:10 社会科学古典資料センター見学

随行者：学長，附属図書館長，分校主事，各学部評議員，経済研究所長

(3) 12:20~14:20 歓迎懇談昼食会

出席者：別紙「オーストラリア国大学副学長歓迎懇談会出席者名簿」参照

3. 対談内容の概要

(1) 学長との懇談会

オーストラリアの各副学長は、積極的かつ熱心に、次の諸点に関する本学および我が国の実情を知ろうとされた。すなわち、大学における研究資料（図書、マイクロフィルム等）の集収計画・同年間予算、本学における附置研究所・同施設の数・規模・活動状況、経済分析・予測の方法・実施機関・それらへの大学教官の参与の形態、国立大学教官と他官庁または一般企業との関係のあり方（企業との協同・企業からの委託研究・企業への助言等の参与活動・それらに対する報酬の帰属関係——個人か大学か国家か、学外活動に従事する場合の規制等々）などである。こうした諸点につき、それぞれの国の実情について情報を交換し合い、相当につっ込んだ意見がかわされた。

(2) 社会科学古典資料センターの見学

まず専任の館員から一般的な概略の説明を行い、書庫内に案内し、例えばバート・フランクリン文庫中の最古の資料（マグナ・カルタ写本、メヂチ家会計簿等）を実際に繙きながらセンターの意義・特色・利用条件・利用状況・本学中央図書館との関係・今後の集書計画等について質疑応答がなされた。建物・人員等の小規模さからは想像できないくらい、国際的にも最高級の蔵書をもつこと、整理・保管のゆきとどいていること、などに特に印象づけられた様子であった。

(3) 歓迎懇談昼食会

昼食後の全員での懇談においては、まず、本学の歴史・建学の精神・卒業生の社会への貢献の態様などについて質疑がなされ、その後、それぞれの最も興味をもつ話題に応じ、各1名の副学長を囲んで3つのグループに分かれ、それぞれのグループごとに、対談することとした。それぞれのグループにおいて友好的な雰囲気の中に、熱心な意見の交換が行なわれ、経済学研究の実情、その他の社会科学の教育方針・方法、留学生受け入れ

政策、研究者養成の方法と実情、日本の教育制度、学生部長の役割などが話題とされた。

一般教官よりの出席者は、オーストラリアにおいて研究・教育に従事した経験のある者、または同国に強い関心のある者、もしくは東南アジアの社会・経済を研究対象とする者がほとんどであり、その点でも極めて円滑に懇談を行うことができた。

また、本学において勉強を行っているオーストラリアよりの留学生（女子）2名をこの懇談会に加えたことは、同国副学長一行にとって特に印象的であった模様であり、同国よりの留学生に対する本学の配慮につき、格別の謝辞が述べられた。

最後に、同日、九州大学において全国国立大学法・経学部長会議が開催されていたため、各学部長が当日の懇談会に出席できず、また、経済研究所および日本経済統計センターへの見学案内を準備していたが、副学長一行は、むしろ、この機会に、専門家との実質的な意見の交換の方を望まれたため、これらの施設の見学も取り止めとなった。

なお、副学長一行が帰豪後、同国より本学に研修に来られたオーストラリア国立大学教官からの情報によれば、一橋大学における会合においては、一行が全く腹藏なく意見の交換を行い、実質的な討議をなしたとして本学への訪問を極めて有意義に捉えておられたとのことである。

○ 一橋大学歓迎懇談会出席者名簿

オーストラリア国大学副学長

ドナルド・ロウ副学長

レイモンド・マーチン副学長

ルパート・マイヤーズ副学長

一橋大学

学 長	廖 沼 謙一教授
附属図書館長	木村 増三教授
経済研究所長	倉林 義正教授
分校主事	高橋 安光教授
学生部長	勝田 有恒教授
商学部長	矢島 基臣教授
経済学部長	深沢 宏教授
	山澤 逸平教授

池間 誠助教授
法 学 部 島津 一郎教授
妖場 準一教授
社 会 学 部 都築 忠七教授
佐藤 毅教授
長島 信弘助教授
経 済 研 究 所 山田 秀雄教授
尾高焯之助教授
オーストラリア国留学生
経済学研究科聴講生 カラン・パトリシア
バーンズ・メリージェーン

東京外国語大学の訪問

昭和54年5月24日(金)、オーストラリアの3副学長の一行は、予定どおり一橋大学の視察を終え、午後2時30分、教職員の歓迎のうちに本学外国語学部附属日本語学校に到着された。

まず新装なった日本庭園を望む図書室において少憩、本学関係者と懇談を行った。その席には坂本是忠学長、半田一郎日本語学校長、川瀬生郎教務主事、河原崎幹夫学生主事、大木隆二寮務主事及び犬伏慶二事務長が参席した。

まず学長から歓迎の辞があり、東京外国語大学の沿革、学部・学科等の編成、その他学園全般にわたる概要について紹介があり、次いで校長から日本語学校の教育の概要について次のような説明があった。

「本校は国費外国人留学生制度による学部留学生に対し大学学部へ進学する前の予備教育、すなわち主として日本語の集中教育と大学教育を受けるに必要なその他の諸科目の教育とを全寮制のもとで1年間実施している。現在、学生はマレーシア10、シンガポール7、タイ7、フィリピン3、ホンコン2、ネパール1、ニュージーランド1、そして貴オーストラリア1の計32名、そして他に中国からの研修生6を含め38名、うち女子は10名である」

また教務主事からは授業科目・内容・課外活動等教育内容、さらに寮の生活実態について

て説明があった。

次に授業参観及び校舎施設の見学に移ったが、日本語専攻Bクラス、文科専攻Cクラス、理科専攻のEクラスの3教室の日本語授業を参観した。その中でCクラスにおいては各学生の氏名・出身国等の自己紹介があった。

次に施設関係では理科実験室、視聴覚教室、LL教室等を参観したが、実験を主とした理科教育の説明にはマーチン副学長は大変興味を示された様子であった。

また、食堂、ラウンジ、寮舎等の設備にも見学の時間を割かれた。再び図書室に戻り茶菓をうけつつ歓談を行ったが、その席に現在在籍するオーストラリアからの留学生ジェームズ・L・エマーソン君と本年4月東京外国語大学特設日本語学科へ進学しているジョン・G・マックブライド君とを招いた。3副学長はこもごも日本における勉学の状況、生活の状況をたずね、励ましのことばを与えられた。

最後にロウ副学長が代表で「充実した設備または全寮制による教職員一体となった留学生教育の実態を眼のあたりにして、単に語学のみならず訓育生活全般にキメ細かい配慮の行届いていることに大変感動を覚えた。また、附言すれば自国オーストラリアの学生を教育していただいていることにオーストラリア国民を代表してお礼を述べたい」と謝辞を述べられた。

以上ののち一行は午後3時30分、予定どおりの視察を終え、宿舎ホテルオークラへの帰途につかれた。

京都大学の訪問

オーストラリアの3大学の副学長は、5月28日から30日まで京都に滞在、別紙招待計画表のとおり総長表敬訪問、関係教官との懇談会、市内見学等を行った。

3副学長は、本学の組織・予算等に多大の関心を有し、懇談会においてはこれらについて熱心な意見の交換が行われた。

3副学長とも極めて優れた学者でもあり、かつ有能な管理能力をもった副学長と見受けられた。

日本文化に対して、大変深い理解と興味を示し、静かな庭の中の小川のせせらぎに魅かれる等さすがと思わせるものがあった。

日本の優れた学者との交流（研究・教育の両面で）を希望していて、これからはもっと

日本へ向いてやっつけようとの姿勢がはっきりしていた。具体的にそれを実施する分野を探していた。

アジア特に東南アジアの研究について、日本の学者との交流に強い興味を示し、そのうち共同で会議を開きたいとの非公式の発言もあった。

学生レベルでの交流にも興味を示していた。また、学生の政治的動向にも強い関心を持っていた。今の日本の優れた生産力と創造的能力が次の世代でも維持されるかどうかについて、いろいろの角度から質問が行われた。

中国に対する日本の関心と方向についても強い興味を持っていた。日本がインドより中国へ傾斜していくことがオーストラリアにとってどんな意味を持つかといった質問が出た。

太平洋諸国（パプア・ニューギニア等々）に対する日本の関心をもっと強くなることを希望していた。このためにはどうすることがよいかについても多少の討議が行われた。

オーストラリアをアジアに関係付けるには、大学としてもっとアジア研究を推進しなければならないとし、その具体的協力相手としての日本の学会との交流を推進する意志がはっきりしていた。

神戸大学の訪問

1. オセアニア経済部門関係者との懇談

日時 昭和54年5月30日（水）16：20～17：30

場所 経済経営研究所記念室

大学側出席者

経済経営研究所長	井上 忠勝
同研究所助教授	名垣 健一
同研究所助手	下村 和雄
経済学部教授	池本 清
教養部教授	森 晴秀
経済経営研究所事務長	樽本治三郎

はじめに、研究所長よりオーストラリアの3副学長に対して歓迎の挨拶を行い、また各副学長から挨拶と来訪の目的等について説明があった。

懇談に先立ち、研究所長から経済経営研究所の沿革・構成及び研究成果等について説明を行い、続いて懇談を行った。

主な内容は次のとおりであった。

(1) 研究所の組織及び他部局との組織的關係について

特に、研究所のスタッフの学部学生及び大学院学生に対する教育活動へのかかわり合いについて質問があり、これについては、経済学部、経営学部の学部学生及び経済学研究科、経営学研究科の大学院学生に対して講義を行い、また経済学研究科の大学院学生にはゼミナール募集を行って後継者の養成に努めている旨の説明を行った。これに対して各副学長から、オーストラリアにおいてもほぼ同じシステムであるとの発言があった。

(2) 研究所教官の対外活動について

産業界や官界との研究上のかかわり合いについて質問があり、これについては、個別的には産業界や官界と協力して研究を行っている者もあるが、組織としては必ずしも密接な研究協力体制にあるわけではない旨の説明を行った。

(3) オセアニア経済部門の研究活動について

オセアニア経済部門研究者の研究テーマについて説明し、オセアニア経済専門委員会の活動状況とその内容及び研究成果の発表について説明を行った。

また、現在までのオーストラリアとの研究者の交流状況及び今後の交流計画について意見交換を行った。

(4) オセアニア経済（主としてオーストラリア経済）と日本経済について

オーストラリア経済の特質とその問題点、日本経済の現況及び両国経済の相互関係について説明と討議を行った。

オーストラリア経済は、当面インフレーションや失業問題などの困難な問題をかかえているが、長期的にみれば豊富な資源に支えられて持続的な経済成長を達成できるであろうこと及び日本経済は石油問題をかかえながらも景気回復過程に入っていること等が明らかにされ、また両国経済関係の在り方などをめぐって意見交換を行った。

懇談により、相互理解を深めることができ、極めて有意義であった。

なお、懇談ののち、オセアニア関係蔵書の閲覧を行った。

2. 国立民族学博物館及び清酒醸造会社見学

日 時 昭和54年 5月31日（木）

場 所 国立民族学博物館 10：30～14：30

白鶴酒造株式会社 15:00~17:00

随行者 学 長 須田 勇
国際交流センター長 百々 和
文学部助教授 北原 淳
教養部教授 森 晴秀
庶務課課長補佐 坂元 昌朗

(1) 国立民族学博物館見学

第一研究部長祖父江孝男教授及び第四研究部小山修三助教授の案内により見学、一般展示場においては特に民具や農具に興味を示され、また研究面では、コンピューターによる画像処理の見学を行った。

(2) 清酒醸造会社見学

説明は「白鶴」の常務取締役でオックスフォード大学出身の嘉納秀郎氏に依頼したので、3副学長とも得心のゆくまで質問を行い、日本独得の製造法を理解され、利酒に相好をくずしておられた。

3. 夕食会などで拾った話題

(1) 神戸肉とその産地について

—神戸に来る途中どこにも牛の姿が見えなかったが、牛をどこで飼育しているのか。
—日本の牛肉が高いということだがなぜそうなのか。—オーストラリア産の牛肉は、本国では安いのに日本に来るとなぜ何倍にもなるのか。—日本人は毎日当夜出されたように美味しい肉を食べるのか。

(2) 日本の竹の産地とその用途について

—日本では竹を主として何に用いるのか。—竹の種類はどれだけあるのか。—日本人はなぜ竹や梅や松を愛するのか。—竹の1日の伸長度、寿命、産地は。

(3) オーストラリアの対日感情について

この質問に対し、—昨今は良いようであり、このことは都市や地方や大学内においてもあまり相違はない、とのことであったが、詳しい内容とはならなかった。

(4) 民族学博物館見学の感想について

—資料がよく整理されていた。—日本の民具、農具に特に興味を持った。—資料や人的交流を深めるとともに、相互にもっと紹介する必要がある。

(5) 交流に関する問題点について

日本の住居費が高つくことはあまりご存知ないようであったが、日本人の友好的な態度がすべてを解決するに違いないとのご感想であった。

(6) 日本の経済問題について

——インフレは続くのか。具体策はどうなっているか。——大学教師の給料が低いということをよく耳にするが、本当に生活に困る程度なのか。研究費は月給の何パーセントか。——大学の授業料は国民平均所得の何パーセントか。

4. 留学生及び日本人学生との懇談

日 時 昭和54年6月1日(金) 9:30~12:00

場 所 レストラン・バーク

大学側出席者

司 会：国際交流センター長 百々 和

教 官：4名(文学部, 工学部, 教養部)

オーストラリア留学生：2名(大学院法学研究科博士課程前期課程2年：文学部研究生)

日本人学生：8名(文学部, 法学部, 経済学部, 工学部1年~4年：大学院法学研究科博士課程前期課程2年)

テーマ：日本における学生生活

主な対談内容は次のとおりであった。

(1) 入学試験について

日本においては、有名大学に受験生が集中するために入学試験が非常に難しい。これを改善するために共通第1次試験が実施されたが、1次と2次の2度の入学試験があるため心身ともに疲労する。

入学後のいわゆる「五月病」といわれる現象について。

(2) 講義, 単位取得, 卒業要件について

必修科目が多いため、自主的な勉強の範囲が狭められ、また、神戸大学の場合は特に英語が難しく、相当勉強しなければならない。しかし、ユニークな授業やユーモラスな採点をする教官もいて結構楽しい学生生活である。

(3) 課外活動について

文化系, 体育系のクラブが100以上もあり、多くの学生がそれらに所属して活動を行っている。課外活動は、特に友人を得る場として最適である。

(4) アルバイトについて

多くの学生は、学資のほかに学生生活をエンジョイするために、家庭教師や夏休みを利用したアルバイトを行っている。

(5) 就職について

卒業後は殆どの学生が就職する。オーストラリアやイギリスでは学究生活に入ることが学生の最善の途だといわれるが、日本では良い職業に就くことを目的としている。

続いてオーストラリア留学生から次のような発言があった。

- 日本政府の奨学金は十分な額である。
- 日本の学友は、自国の文化を少しでも我々に理解させようと努力し、その態度は実に立派で親切である。

また、大学院生を中心とした学習グループは、オーストラリアにはない制度であり、個人生活上も研究上も有益である。

- 留学前にある程度の日本語をマスターしておくことは、学習上或いは課外活動を通じて日本人と交流するうえで非常に大切なことである。
- 図書館についてはオーストラリアと異なり、利用時間が短く不便であり、設備も不十分である。

これら、日本人学生及び留学生の発言に関し、各副学長から次のような質問があった。

- 大学進学に際しての意思決定の主体
- 大学進学率
- 神戸大学における就職状況
- アルバイトの就労状況
- 入学試験と大学水準の高揚の関係

懇談ののち、展望室から神戸市内を案内、また昼食には学長も加わって終始和やかな会話が交された。英語を自由に話す若い学生との懇談会に対して非常に満足された様子であった。

3副学長に接した教官・学生の感想は次のように要約できる。

- ① 日本側と個人的に接し、人間関係を深めようとする積極的な姿勢を示された。
- ② 納得のゆくまで質問を止められなかった。
- ③ 日本側の誰かが過度に緊張していると、それを和らげようとする細やかな心遣いをされた。

- ④ 中根東大教授の日本に関する著書などを通じ、日本の文化、宗教、政治、経済、産業などについて特に入念な研究をされていたようである。

広島大学の訪問

1. 東洋工業見学

6月1日(金): 新幹線「ひかり67号」で定刻(14:34)に広島駅着。直ちに大学のバスで見学先東洋工業株式会社に向う。(竹山学長ほか出迎え)。

まず小会議室で会社の沿革及び現状について説明を受け(約20分間)、新車設計に関する映画(約30分)をみた後、アSEMBリーラインを見学(約40分)。再び小会議室に戻り、会社技術陣を交えて懇談した。

話題としては、特にいまのガソリンエンジンの自動車に代る電気自動車の開発について関心があったようである。鉛蓄電池の性能・コスト面での難点、大容量小型軽量の新電池開発などに質問が集中した。ハイブリッドシステムによる試作ミニトラックなどに興味を示された。

2. 夕食会

東洋工業を出、市の中心部にある原爆ドームをみて、宿舎広島グランドホテルに到着。少憩の後、学長招待夕食会を行った。夕食会における懇談事項の主なものは次のごとくである。

- (1) 広島大学における統合移転計画に関すること——統合移転計画の経緯・年次計画、大学の現状と将来計画、新キャンパスの位置・地勢・面積・周囲の環境等(学長から説明)。
- (2) 現在の学生運動の動向について(学生部長から説明)。
- (3) その他、国立大学教官の採用方法の実情、国公立の区別について、技能者養成訓練のシステム等について。最後のことは、東洋工業での車輛組立状況を実見して強い関心をいだかれた模様であった。

3. 広島大学訪問

6月2日(土): 9時20分から約40分間、学長室に於いて。

広大からの出席者: 竹山学長、松岡文学部長、頼実工学部長、沖原学生部長、湯浅助教授(文・英文)、横江事務局長ほか。

懇談の概要は以下の通りである。

- (1) 広島大学の沿革，現況，統合移転計画の概要（学長説明）……資料：英文の大学要覧及び大学一覧
- (2) 広島大学の財政について，年間総額，うち人件費の比率，財源（大学収入と国庫支出の比率等）等（事務局長説明）
- (3) 教員養成学部「学校教育学部」のこと（学長説明）

4. 市内及び宮島見学

（同行：竹山学長，松岡文学部長，湯浅助教授，文珠川庶務課長）

10時過ぎ大学を出発，平和記念公園の原爆慰霊碑に詣で，原爆資料館を見学した。前日夕刻の原爆ドームと共に，強い印象を受けたようで，熱心に見学された。

宮島の対岸で和風庭園を鑑賞しながら昼食。手の込んだ日本料理を楽しまれた。

宮島に渡ってからは，まず厳島神社国宝の全容を見渡せる高みにおいて，松岡文学部長（国史学）から，島の歴史・神社の成立等について専門的な解説を受けた。引き続き，神社参拝（建物の各部の説明をききながら），山麓の遊歩道を散策，茶店で少憩，エドモンド・ブランデンの詩碑などをみた後，神社当局の特別の厚意により，未公開の宝物収蔵庫において野坂権宮司（広島大学卒業生）の案内により，平家納経，絵扇（以上国宝），刀剣・鎧・その他の貴重な古美術品を親しく見学することができた。

曇り空ではあったが，雨にうたれることはなく，自然と歴史及び古美術に3副学長とも印象を深くされたようであった。

広島に帰着して，宿舎のすぐ近くの日本料亭において夕食。一日の疲れをいやされた。

6月3日（日）：予定通りに，広島始発の新幹線「ひかり130号」（10：16発）で名古屋に向う3副学長を，学長ほかが見送った。3副学長いずれも，広島における hospitality に辞を尽して謝意を表されながら車中の人となられた。

分子科学研究所・基礎生物学研究所・生理学研究所の訪問

6月4日11時に到着したオーストラリアの2副学長（マイヤーズ教授，マーチン教授）は，11時から13時まで昼食をはさんで，赤松分子科学研究所長，勝木生物科学総合研究機構長，桑原基礎生物学研究所長及び内菌生理学研究所長等と懇談，13時より各研究所を見学，15時30分に帰名された。

懇談ははじめに、分子研究所長より、国立大学共同利用機関の趣旨、目的及び性格について一般的に説明し、分子科学の研究対象及び日本学術会議の勧告に基づいて分子研が設立された経緯に関して簡単に説明した。両教授とも自然科学者であるので「分子科学」については容易に理解を示した。当然のことながら、「共同利用機関」の制度は極めてユニークな制度として賞賛した。

続いて機構長、基生研究所長及び生理研究所長より機構及び基生研、生理研についての概要説明がなされた。

懇談中、特にマイヤーズ教授が研究所の予算規模について関心を示したが、研究所のみならず、一般に大学の予算の構造に関して細かく質問した。これは大学を訪問してみて、日本の大学の諸経費と予算構造の関係がよくわからないことによるものようであった。これに関しては、教官当積算校費の制度について説明した。また、研究部門の職員数と事務部門の職員数についても特別の関心を示し、正規の職員と臨時的職員（パートタイマーを含む）の種類や員数についても細かく質問した。これは大学と研究所との比較の意味も含んでいたように察せられる。当然のことながら、研究所の外国人招へい研究員制度に関心をもち、これまでのオーストラリアからの招へい研究員（分子研では過去4年間に1名である）のほか来訪した研究者が話題となった。また、共同利用機関としての公募による共同研究のあり方について、非常に興味を持ち、評価があった。

なお、オーストラリアの大学制度は日本のそれとはかなり異なっているらしく、2人の副学長に日本の制度を理解させるのは必ずしも容易なことではなかった。しかし、両副学長はとにかく熱心に日本を勉強しておられたように見受けられた。特に日本の科学研究費のあり方、共同利用研究所のあり方には一方ならぬ関心があるように見うけられた。

13時から約1時間分子研の見学。短時間であるので、研究部門の一部と共同利用機関の特徴である施設として電子計算機センター、機器センター、極低温センター、装置開発室などを案内した。マーチン教授は化学者であるので研究部門の不安定分子（フリーラジカル、分子イオン）の分光学、分子の光イオン化、イオン分子反応の素過程、太陽光エネルギー変換の基礎研究などに興味を示した。

マイヤーズ教授は研究所で開発した超高真空装置での実験研究やピコ秒紫外—赤外連続可変波長レーザーをはじめとする各種レーザーシステムを用いた実験研究に興味を示した。分子研は最も新しい研究所で、建築も完了したばかりの新装であるため、特別の印象を与えたものと思う。特に大学が一般に混み合っているのに比較して、分子研は学生も居

らず静かな環境であることが印象を深めたようである。

基礎生物学研究所の施設については、特に大型スペクトログラフの、現在ある10分の1モデルについて専門的な質問もあり、目下建設中の世界一規模のスペクトログラフについては、驚異であつたらしく非常な関心を示した。

また、実験、研究棟の全体的設計についても、その合理性について賞賛した。

次いで生理学研究所においては、両副学長ともに専門が工学であつたために専門的研究内容には立ち入ることがなかつた。基生研と生理研共用の水生動物実験施設、特に円形水槽は素人らしい興味を示し、イカの巨大神経の研究は本来英国が主流であるので、水槽の存在理由も理解できたものようであつた。

見学が終つて、懇談の時間が若干持たれ、研究員のヤングパワーの問題について熱心話し合つた。われわれにとつても、この問題がもっとも重要な課題であり、その点に關しての関心は同じであつたが、特に目あたらしい意見がきけたとは思わない。

日本のもっとも新しい研究所のあり方については深い印象をとどめたと考える。

ハードスケジュールにもかかわらずエネルギーッシュに行動しておられたのはさすがであつた。

なお、ロウ副学長は、当日名古屋大学文学部を訪問した。

同学部において、心理学実験室での実験、セミナーの実態等を視察し、続いて、専門と同じくする重松助教授（インド史）と学術上の意見交換を行った。

名古屋大学の訪問

6月5日、オーストラリアの副学長一行は、名古屋大学を訪問した。

当日は、本学学長をはじめとする関係者との対談と施設見学が用意されていた。

対談は、本学から学長、文学部長、理学部長事務代理、工学部長、文学部川崎教授、庶務部長及び庶務課長が出席し、最初に学長から、本学の沿革、現状について説明し、ついで、オーストラリアの副学長からの質問に答えるという形で行われた。

オーストラリアの副学長は、特に大学の予算について関心が強く、①大学予算の構成とその執行について、②研究費の配分について、③研究費と人件費、研究費とその他の予算との比率について、④プラズマ研究所予算に關し、大型プロジェクトに対する予算の出所について、⑤病院関係予算について等質問がつきつぎと出され、本学予算の具体的数字を

あげて詳細にわたり説明を行った。

オーストラリアの副学長は、日本の大学の予算の仕組みについての概要を理解した様子で、きめこまかな説明に対し感謝の意を表明した。

対談後は、プラズマ研究所の見学を行い、短時間であったが、熱心な質疑応答が交された。

なお、前日、ホテル・ナゴヤキャッスルにおいて、学長主催の歓迎夕食会を開き、学長、文学部長、工学部長、事務局長及び招待副学長と専門分野を同じくする教官が出席し、食事をしながら、日本の文化、歴史一般について、また、それぞれの専門分野に関することについて歓談した。

北海道大学の訪問

1. 日 程

昭和54年6月5日（火）

16：15 千歳空港着（ANA 709）

18：30～20：30 北海道大学国際交流委員長主催 歓迎夕食会

（泊：札幌グランドホテル）

6月6日（水）

9：40～10：30 学長表敬訪問及び懇談

10：30～12：30 学内視察（文学部附属北方文化研究施設—工学部附属直接発電実験施設—低温科学研究所）

12：30～14：00 オーストラリアからの研究者、留学生との昼食・懇談

14：00～17：00 札幌市内視察（北大植物園・博物館、サッポロビール工場他）

18：30～21：00 学長主催歓迎夕食会

（泊：札幌グランドホテル）

6月7日（木）

9：55 千歳空港発（ANA 54）東京へ

2. 学長等北大関係者との対談の概要

(1) 日本とオーストラリアとの教育・学術交流の活発化について

豪州側：日本とオーストラリアとの教育・学術交流をもっと活発にしなければならない。

すでに中国からは学生のみでなく教官も相当数受け入れている。

現在、オーストラリアでは日本語に強い関心を示し熱心に勉強している者が多く、更に増加の傾向にある。

今世紀末までには、オーストラリアと日本との教育・学術交流のレベルを欧米並みにまで拡充すべきである。

北大側：国際交流の活発化は大切なことであり、本学としても意を注いでいるところである。

我が国では、国家意思の形成に係る公務員に外国人を加えることについては、現行法上問題のあるところである。

しかし、教育・学術の国際交流に関し、大学レベルで諸外国の優秀な学者・研究者を我が国に迎えることは極めて大切であり、従来の諸施策の外、正式に国立大学の教官として採用する途を開くための法律案が現在政府部内において検討されているところである。

(2) 大学の設置形態について

北大側：日本では、国立大学なら国、県立大学なら県が経費を負担している。

しかし、オーストラリアでは国立の大学と州立の大学があり、いずれも経費は国が負担していると聞いているが、この辺の事情はどうか。

豪州側：連邦政府が創った大学はオーストラリア国立大学のみであり、他は州政府が創った。後者については、1974年までは連邦政府と州政府の双方が所要の経費を負担していたが、現在ではすべて連邦政府の予算でまかなわれている。

したがって、オーストラリアの19の大学は、すべて国立大学であると理解してよい。

(3) 研究所の設置形態について

豪州側：オーストラリアでは、研究所は大学から独立して存在しているが、北大には大学又は学部等に附置された研究所又は研究施設が多数見られる。いかなる考え方の下でこうした仕組みが採用されているのか。

北大側：本学には、大学附置の研究所が4、学部及び附置研究所に附属した研究施設が多数あり、この外、学内又は大学間での共同利用に供されているいくつかのセンター等がある。これらの研究、研究施設等は、いずれも大学での教育研究を支えるために設けられているものであり、それぞれの目的、性格、規模等々によってその位置づけが異なっている。

このように、大学自体が研究所等をもつことは教官の研究推進に貢献するばかりでなく、学生特に大学院学生にとってもより高度の教育が受けられるという点においてメリッ

トも大である。

近年、国の科学政策として、国立大学が共同して利用する形態の独立した研究所が設けられていく傾向にある。

(4) 技術者の確保について

豪州側：オーストラリアの大学では、コンピューターの操作、研究用機器の操作等に必要な技術者（well-trained technician）の確保が困難であり part-timer で補っているが、貴学ではどうか。オーストラリアと同じように困難であるとすればどのような打開策をたてて対処しているか。

北大側：本学に限らず日本の国立大学は、その定員が国によって定められており、かつ政府は近年公務員の定員を抑制・削減する方針をとっているため、技術者に限らず新たに定員を増やして所要の人員配置をすることはむづかしい。

しかし、必要な定員措置については、毎年度予算要求の中でその実現に努めている。科学技術の進歩に伴う機器の精巧化、大型化等によって、より専門的知識と技術を持った技術者が求められていることは確かであり、通常の場合、特定の技術者供給源があるのではなくて、これに熟達した教官が技官の育成に当るのが普通である。

(5) 教官に占める当該大学出身者の割合について

豪州側：筑波大学については、伝統にとらわれない新しさを感じた。その一つは、卒業生の当該大学教官中に占める割合が低いということである。広く優秀な人材を集めるという点で優れていると思うがどうか。

北大側：広く人材を集めることが大学の教育研究に不可欠であり、本学としても意を注いでいる。しかし、割合について個々の大学を見た場合、当該大学の開設年度や学部構成等により差異が出てくるのであって一律に論ずるのは困難である。本学としては、本学出身者の占める割合がいか程か承知していないが、学部によって違いがあると思う。

(6) 通信教育について

北大側：我が国では、様々なレベルや形態での通信教育が行われており、近くテレビを媒体とした「放送大学」の発足が予定されているが、オーストラリアでの通信教育の実情はどうか。

豪州側：高等学校以下は活発に行われているが、大学では行われていない。

通信の方法は郵便利用であり、テレビ・ラジオは使われていない。

3. 北大及び日本訪問についての印象

(1) 北大関係

- ① 訪問大学中、北大のように緑と花で囲まれた広いキャンパスを持った学園は初めてであり、オーストラリアが思い返される。
- ② 今は緑でいっぱいだが、雪に閉ざされた長く厳しい冬が続くと聞いている。その故にこそ、低温科学研究所のようなユニークな研究所ができたのだろう。
- ③ 日本、とりわけ北海道とオーストラリアとは南北に遠く隔っており、北方文化研究施設でのアイヌやオホーツク文化等の研究には興味深いものがある。

(2) 日本全般

- ① 小さな島と多くの人口、そして大きな購買力に驚いた。
- ② 街がきれいである。ゴミが散らかっていない。
- ③ 子供の礼儀正しいのが目につく。
- ④ 街頭に広告が多いが香港ほどではない。
- ⑤ 東南アジアへの日・豪の理解、援助は大切な事だと考える。

国大協主催の懇談会

日 時 昭和54年 6月 8日 16:00~18:00

場 所 如水会館第2談話室

出席者 R. H. マイヤーズ (ニューサウスウェルズ大学副学長)

D. A. ロウ (オーストラリア国立大学副学長)

R. L. マーチン (モナッシュ大学副学長)

(国大協) 向坊 隆 (東京大学長) (会長, 招待準備委員会委員長)

岡本 道雄 (京都大学長) (副会長, 招待準備委員会委員)

佐々木忠義 (東京水産大学長) (第5常置委員長, ")

宮島 龍興 (筑波大学長) (招待準備委員会委員)

坂本 是忠 (東京外国語大学長) (")

須田 勇 (神戸大学長) (")

竹山 晴夫 (広島大学長) (")

但馬 孝雄 (東京大学国際第一掛長) (招待準備委員会専門委員)

(関係機関) 武井 一美 (日本国際教育協会川野重任理事長の代理; 同協会学生生活課長)

- (文部省) 七田 基弘 (学術国際局ユネスコ国際部企画連絡課長)
宮本 繁雄 (" " 企画官)
遠山 敦子 (学術国際局情報図書館課長)
川村 恒明 (学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課長)
佐藤 二郎 (" " 課長補佐)
渡辺 順子 (" " 専門職員)
- (オブザーバー) 多紀 保彦 (東京水産大学助教授)
(事務局) 石塚龍之進 (国立大学協会事務局長)
竹下 英夫 (" " 次長)

佐々木委員の司会で懇談会が開かれ、まず3名の副学長、関係機関、国立大学協会招待準備委員会委員、文部省関係官の順に、それぞれ自己紹介が行われた。ついで、同委員より次のように挨拶があった。

本日は、今回来日されたオーストラリアの大学副学長各位がわが国の大学等の視察を行われた締めくくりとして、その印象とか、今後の日豪両国の学術交流や留学生問題等についてのお考えを伺い、卒直な意見交換をするために関係の方々にお集まり頂いた。3名の副学長には3週間にわたって各地の大学、関係機関を訪問され、三者三様の見方、考え方はあろうが、全体としての共通的な話があればまずそれから伺いたい。

これについて団長格のマイヤーズ副学長から次のように述べられた。

このたびの招待に対し深く感謝している。日本を訪れ各所の大学や施設等を視察し、数多の印象を受け大変興味を感じたが、うまくまとめるのはむずかしい。オーストラリアと日本とでは、国土の広さ、人口、その文化的背景、国民性等いろいろの点で異なる点がある。しかし高等教育に関しては、大学の起源は違うものの、両国の制度には共通な基礎的なもの(例えば、大学教育の目的、学問水準等)があるし、またオーストラリアには19の大学があるが、すべて国立で、ほとんどすべての資金が政府から出ている点は日本の国立大学の事情と似ている。さらに、学問の自主、独立に重きを置いていること、教官スタッフにジュニアシステムを採用している等、共通のものもある。これらの共通点や同質の点を生かして、両国の間に一層緊密な交流・交換の機会が持たれることを希望する。

続いて、佐々木委員より、提案されたテーマについて、一つひとつ質疑応答の形で懇談会を進めたい旨の提言があり、以下、次のような意見の交換があった。

マイヤーズ： 個々の問題について話し合う前に次のような点について伺いたい。①大学の組織のこと（学部間関係、大学の構造、機関のあり方）、②交流について、③大学側として産業界、実業界にどういう人物を送りたいか、など。まず、国立大学が今世紀末に向けて、どのように変わるか、特に問題となるのはどのような点であるかについて、その考えを伺いたい。

向 坊： 現在、日本の国立大学は92校ある。しかし、これらは非常に多様であるので、各大学がどのように変わるかについては大学により異なる方向をとろう。東京大学を例にとつて言えば、大学の規模の拡大を図る方向でなく、その中味（大学の研究の仕方、教育レベル等）の改善を図る、という意味での変化が起こると考える。副学長各位は管理運営の責任者であるので、大学組織に興味をいだかれているのであろうが、日本の国立大学では、組織上にはそう大きな変化はないと考える。研究分野は発展しても組織面ではそう変わらないと思う。

マイヤーズ： 見解を伺いたかった理由は、今、オーストラリアでは21世紀に向けての大学制度の見直しが行なわれているからである。その中では大幅な学生増し（多分10%ぐらい）は考えられていない。このような状況下なので、日本の考え方について関心があった。

ロ ウ： この問題について興味をもったのは、日豪両国の大学の予算の組み立てが違うという点からである。日本では人件費と非人件費に分けられているが、オーストラリアでは経常費と臨時費に分けられており、年金制度も大学で考えている。今回、いろいろな研究機関を訪問したが、これらは、次のように4種類に大別されるらしい。

- ①文部省によって設置された研究所（国立大学とは無関係）
- ②学部の外につくられた研究機関（附置研）（最近、余り設置されていない）
- ③新しい分野を拓くため学部内部に短期間つくられる教育研究施設。
- ④大学相互の協力により設置された研究機関

これらについての運営方法、設立の仕方、今後の方向等について伺いたい。

向 坊： 多様なものが設置されたについては歴史的な事情がある。①は文部省の直轄研究所であり、設立については文部省の必要性があつて設置された。これは、文部省が管理運営にあたり国立大学とは無関係である。しかし無関係といつても、設置後は国立大学との間に研究教育の上で関係が生ずる。②は大学の附置研究所である。これは現在、全国で相当な数に達しているが、歴史的には各大学がそれぞれ計画し、国に申請し、設置をみたも

のである。しかし大学数が増え、設置希望も沢山あるが、設置には費用がかかるため、文部省は原則として学術審議会に評価を依頼し、その評価の高いものについて考えるというシステムに改めたわけである。現在ではこのような形で運営されているが、それでも審議会は勧告したが未だ設置をみないものが数研究所も残っている。

このように附置研の設置も困難の度を増してきている。また、附置研は各大学に属するため他大学は利用できない。そこで多くの大学、できれば全国の大学が共同利用できる研究所が優先的に設置されるに至った。これは管理運営の責任は特定の大学があたり、利用するのは全国の国立大学というシステムである。しかし、これの大規模化に伴い、特定大学での管理運営が困難となった。そこで④の特定大学の管理に属さない、国立大学が共同利用できる研究所が独立機関として設置されるようになった。これは、設置は比較的新しく、規模も大きい。しかし一般的傾向として、各大学は独特の研究施設を持ちたいわけである。その要望に応じるため、最近文部省のとっているのが先程指摘のあった③の学部附属の研究施設（期限つき小規模）の設置である。これが各大学に設置されるようになってきた。今後の傾向として、当分③と④が続くと考える。

これで全般的説明を終了するが、補足説明があれば追加ねがいたい。

宮 島： 一般的にはその通りである。しかし筑波大学では、①附置研究所は持たない、②いつまでも存続する研究所は持たない、という方針である。なお筑波大学の場合、学内共同の研究教育施設としてセンターがあり、規模も附置研と同じぐらいで決して小さくはなく、情勢の変化に応じてかえていく方針でやっている。

七 田： 向坊先生の説明を行政面・歴史面から少し補足させていただく。研究所は規模の大小により二分される。大規模のものは国会承認を経て法律によって実施され、小規模のものは文部大臣の命令である文部省令によっている。先ほど向坊先生が言ったのは法律によるものよりも省令によるものの比重が高まりつつある、といったものと思う。

歴史的観点からもう少し付け加えると、1949年（昭和24年）以前、研究所は帝国大学を中心に設置され、これら研究所は大学の傘の下にあり、同時にかなり独立性を持つ機関であった。研究所教官は所属大学の教官のみでなく、他の帝国大学からも任命された。これら研究所は、大学間の申し出に基づき、当時の国立研究会議の勧告により設置された。

1949年、行政法の全面改正があり、各大学の研究所は大学の内部機関に統合された。また、新制大学の設置に伴い、日本学術会議より附置研の設置要求が出、その勧告に基づき文部省は附置研を設置してきたわけである。しかし附置研は、所属を異にする研究者に解

放できぬため、1960年に、先ほど話に出た特定の大学に附属しないという考え方の独立研究所が設置されるようになった。それが今回訪問された分子科学研究所・国立民族学博物館である。

その後、文部大臣の諮問機関である学術審議会が設置され、その審議会の方針に基づき研究所の設置を進めることになった。

小規模な研究所は各大学の予算要求により設置しているが、研究所をいつまでも置いておくと、しまいには研究活動が不活発になる危惧があるため、文部省としては存続期間を区切ってお願いしている。なお必ずしも研究所でなくてもよいということであれば、科学研究費で援助することもある。

マイヤーズ： 共同利用研究所の研究者は、年月の経過とともに高齢化するわけだが、それらの研究機関は学生を擁していないので、その後継者の人材の登用について伺いたい。

竹 山： 大学院でその後継者を養成することになる。ただ日本の場合、学部と大学院の結びつきが強いので、これから工夫の必要があろう。

マイヤーズ： 大学院を終了した者を、そのような研究機関に入れられるか。

竹 山： 現在、助手制度しかない。助手制度については、特に医学部大学院を持つ学部長会議で問題になっているが、その見直しの必要性が説かれている。

須 田： オーストラリアでは、大学が将来計画を立てた場合、政府は何年計画まで保障するのか。年度毎の短期間の予算でしか保障しないのか。

ロ ウ： その点は日本とは基本方針が違う。オーストラリアでは、大学の規模を大きくすること、長い期間を要することなどには関係なく、年間の大学予算は決っている。

須 田： 予算が毎年切られていて将来計画に不便はないか。

ロ ウ： 3年計画でやっている。

マイヤーズ： 3年先のことを考えている。

須 田： マイヤーズ先生は、大学発展のためには大学方針として産学共同の必要性を主張しておられるが、それは実際、どのような形で行われているか。

マイヤーズ： 私の印象だが、産学共同は工学部のみでなく全般的にオーストラリアの方が活発である。そしてその方法は2つある。1つは、産業界が大学に資金を提供し、研究計画を依頼する。これは、いわゆるひもなしである。もう1つは、大学が産業界の抱える問題について研究する。これは契約ベースである。これら産学共同には、大学側と産業界側の両方で、カリキュラム、学術的問題、また総合的運営について話し合う、という規則があ

る。以上であるが、これは他大学についてもほぼ同様である。

マーチン：その他に、産業界との共同ベースで行われる研究ではないが、基礎的研究について申し上げたい。日本でも同様な制度があると聞くが、オーストラリアでは政府機関として科学産業研究審議会があり、これが多種多様な基礎科学の分野に援助を与えている。つまり、オーストラリアの大学はすべて博士課程まであり、その中で基礎研究をしている学部すべてに援助があるわけである。将来的には、この基礎科学研究と産学共同の研究との間に、何らかの研究教育体制が敷かれるべきだと考えている。

佐々木：最後に、川村課長も出席されているので、両国の学術交流について話し合いたい。

ロウ：この問題は学生と教官の2つに分けて話し合いたい。

今回の訪問で数多くの本国からの留学生と面談の機会があり、彼らは奨学金の支給面も適切で、日本留学を楽しみ、かつ有意義なものにしているとの印象を受けた。従って、この留学に関する制度はうまく機能していると思うが、一面では東京外国語大学等少数の例を除いて、日本語教育については若干問題があるように思う。またオーストラリアへの留学生受入れ体制だが、日本の制度に相当するものがない。何かアドバイスがあれば伺いたい。

教官の交流については、成果面から考えると、中堅級の教官交流が望ましい。オーストラリアでは文部省のようにキメの細かいことはしていないので、来豪の際は、直接当該大学なり、副学長なりへ手紙をいただきたい。そして日本の場合、どういう経路を通じ教官を送り込んだらよいか、またその受入れ体制はどうなっているかについて伺いたい。

川村：留学生交流、研究者交流にはいろいろなタイプがあるが、研究者の交流については、日本はオーストラリアと似ている。これについては大学間で十分話し合わせ、その申請があれば文部省で資金的な援助をする。留学生交流は国際教育協会の方が出席されているので説明ねがいたい。

武井：国費留学生は文部省で責任をもって大学をあっせんしている。それ以外の留学生は各自、直接、希望する大学と連絡をとり入学の許可を受ける、というのが現状である。

概ね以上のような意見の交換があった後、マイヤーズ副学長より、今回の招待に当たっての各関係者の厚意に対する謝辞が述べられ、懇談会を終了した。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和54年9月20日(木) 14:00~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

岡本, 香月各副会長

今村, 大池, 畑, 斎藤, 北村, 丸山, 石塚, 綾部,
竹山, 山岡, 岳中各理事

小坂(第1), 広根(第3), 佐々木(第5)各常置委
員長

宮島, 吉田各監事

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、定員削減の問題について協議するため緊急に理事会を召集しご迷惑をおかけした。この定員削減の問題については、さきに文書をもってお知らせしたように、この問題が新聞に出た時点で早速、行政管理庁ならびに文部省に対し要望書を提出し、「第4次までの定削が国立大学の現場に与えた影響は大きく、これ以上の削減があれば、大学の正常な教育研究は極めて困難になる。そこで、政府の第5次定員削減計画にあたっては、国立大学関係は除外するよう格別の配慮を要望する」との趣旨を強く訴えた(8月10日付要望書)。しかし、その後の情報によれば、前回の第4次定削を上回る率の削減計画が立てられ、近く閣議でその大綱が決定される段階に立到っているという状況もうかがえるので、国大協としてはこの際に、更に一段と強い要望を出す必要があるのではないかといいことで、その協議のために本日お集まり頂い

た。そうして、この理事会で意見の一致があれば、文部大臣から国大協の意向を閣議において主張してもらおうべく、早速(本日午後4時に)大臣を訪問し、要望事項を述べる手筈になっているのでよろしく願います。なお、その議事に入る前に、このたび第1常置委員長が北村新潟大学長より小坂岡山大学長に、また、第2常置委員長が若槻大阪大学長より斎藤東京工業大学長に、それぞれ交代することになったのでご報告する。

以上の挨拶と報告があったのち議事に入った。

【議事】

1. 定員問題について

初めに会長から次のように述べられた。

噂によれば今回の第5次定員削減計画はかなりきついものがある。それは削減率が前回は上回りそうであるということである。第6常置委員会では早速この定削問題を取り上げ検討され

たので、まずその議論の内容およびこれまでの経過等について委員長より説明を伺うことにしたい。

ついで今村第6常置委員長から次のとおり説明があった。

去る8月10日、会長、両副会長と私の4人が同道して、文部省および行政管理庁を訪れ、第6常置がさきにまとめた報告書「国立大学における定員削減の現状と問題点」を、要望書とともに提出し、「国立大学の定員削減はすでに限界に達しており、これ以上の削減があれば大学の正常な教育研究が極めて困難な事態になる」ということを強調し、格別の配慮をされるよう強く要望した。行政管理庁はこれに対し、国立大学の職員が他の省庁の職員と区別すべき特別の理由がないということ、更にそれだけではなく、教官や看護婦も削減の対象にしたいということなどを述べ、また、第4次定削の場合の3.2%という削減率の母数のなかには教官や看護婦も含まれてはいるが、職種別による各省庁の削減率は同一であるので、教官・看護婦が削減0になることのしわよせによって国立大学の事務系職員の削減率が特に高くなるということはない、との説明があった。

その後、今回の第5次定削問題もかなり具体化してきて、来る9月26日には閣議決定が行われるという事態になったので、その前に文部大臣に会って国大協の意向を閣議に反映されるよう要望したいと考え、本日急遽理事会を開催することになった。

第6常置のこの問題に関する議論の要点は、まとめて言えば、要望の第一段階としては、国立大学については教官・看護婦だけでなく事務系職員も削減対象から除外してもらいたいとい

うことである。これは国大協としては年来の要望でもあるわけである。次に、第一段階の要望が無理であれば第二段階として、教官・看護婦は全て対象外にしてもらいたいということである。

このように、いずれの場合にしても、国立大学の教職員の全部が削減の対象になることは極力避けなければならないが、今回はそれが極めて困難な状況にある。更に新設大学は、従来定削の対象外におかれていたのであるが、今回これがどのような扱いになるか明らかではない。ただ、同様にこれまで対象外になっていた沖縄関係の職員も、今回は対象になるということであるので、これと同じように新設大学も対象になりそうである。しかし、新設大学ははじめから少ない定員で発足し、いまだにその定員すらも充たしていない状況にあるので、これは従来どおり対象外の扱いにするよう要望すべきであるという意見であった。

以上が第6常置での議論の要点である。

続いて、以上の報告に関し次の問題点を挙げながら意見交換が行われた。

- 第5次の定削はどの程度の規模のものが計画されようとしているのであろうか。
- その数字は、まだ明らかにされていないが、前回のものを若干上回るものであって、それを5年間で消化しようという計画のようである。
- 行政管理庁との交渉の際の感触は、教官も削減対象になるということであらうか。
- その問題については今後努力したいということであって、まだ、削減対象に教官も含むことがはっきり決まったわけではない。ただ、事務系職員も対象外にせよといっても、事務

系職員にはそれだけの十分な理由がないということであった。

- 定削問題に関して、大学の事務系職員は、教官のしわよせを受けているという感じが強いようである。定削に直接関係することではないが、国大協は大学教職員の待遇改善を論ずる場合には、不断から事務系職員も含め、大学に働く全ての職員の待遇改善問題として論ずる必要があるのではないかと考える。
- 定削を被るのはむしろ事務系職員であるので、事務系職員を中心に議論を進めている。教官のほうはどちらかといえば安定した状態におかれているといえよう。また、待遇改善の問題にしても、第6常置では事務系職員も含めた議論が交された。
- 第1次定削が始まってから今日までの10年間に、学生定員は増え、研究所等も増え、教官数も増えたが、事務系職員は約2割の削減があった。そうして、そのことは大学の教育研究上大きな支障を来しているということを経験する機会があるごとに主張している。そこで今回

は、教官・看護婦を削減の対象外とすることが、事務系職員の削減率を高める結果にならないよう、教官・看護婦等を定員削減の対象母数から除いてもらいたいということを、まずさきに強く主張すべきではないかと考えている。

- 小規模の大学では、この第5次定員削減が実施されると、職員の生首を切る事態も生ずる。
- 大学の事務職員は教官と一体であって、他の一般行政職とは性質が異なる点を強調すべきである。

概ね以上のような意見交換が行われたところで要望書の原案が配付され、その朗読があったのち、これに若干の修正が施されたうえ承認され、直ちに会長・両副会長および第6常置委員長が文部省に向向いて、これを文部大臣に提出し要望することになった。

ついで、北村新潟大学長から退任の挨拶が述べられ閉会した。

第1常置委員会

日時 昭和54年8月23日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

吉田, 山田(守), 前田, 秋田, 金勝, 川上, 館, 橋爪, 山田(敏), 須田, 谷口, 小坂, 幡, 具島, 岳中各委員

下沢, 白田, 坂井, 安盛各専門委員

(文部省) 井上大学局企画官

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

このたび大学設置審議会大学設置計画分科会の「高等教育計画専門委員会」において「高等教育の計画的整備について」(昭和56年度以降61年度までの後期計画期間における計画的整備

の方向と内容を示したもの)の中間報告がまとめられ、これについて文部省大学局長より、これに対する意見の提出方の依頼があった。

同専門委員会では、この中間報告に対する関係各方面からの意見を徴して、本年11月頃を目途に最終的な取りまとめを行うとのことである

が、この最終答申は今後の高等教育の整備計画の指針ともなるものであるので、この中間報告について十分討議をして、本協会としての意見をこれに反映させたいと思う。

なお、この意見書を提出するについては、理事会の承認が必要であるが、提出期限の9月末までに理事会開催の予定がないので、文案がまとまったら各理事にこれを照会して了承を得たいと考えている。そのような事情から、9月初旬から中旬にかけての時期に再度委員会を開催して最終案の取りまとめを行うことにした。

なお、今回の委員会の際には、この問題のほか連合大学院の問題も併せて討議することにした。これは文部省大学課からの要請によるもので、文部省、農学系連合大学院、工学系連合大学院の各関係者の出席の下で意見の調整を図ろうとするものである。私の任期も10月8日までであるので、次期委員長に引継ぐ関係もあり、この問題についての一応の取りまとめをしたいと考えている。

【議 事】

1. 高等教育の計画的整備について

委員長より、この問題に関し文部省から大学局の井上企画官が出席されているので、まずその説明を伺うことにしたい、と述べられ、ついで井上企画官より次のような説明があった。

今後における我が国の高等教育の拡充の長期的な在り方については、去る昭和51年3月、高等教育懇談会により「高等教育の計画的整備について」の報告が取りまとめられ、18歳人口の推移を考慮して、昭和61年度を目標年度としつつ、当面昭和51年度から55年度までの前期計画期間における計画的整備の方向と内容が示され

た。その精神は、まず量的な拡充を抑えて質的な充実をはかっていくという観点からのものであった。後期の6カ年計画においてもこの精神を踏襲しつつ、①18歳人口の今後の推移と地域分布の変化、②大学・短大・高専への進学の動向、その他高等教育に対する需要の動向、③高等教育の多様化等の諸点を勘案して、今後6カ年における高等教育の整備計画の策定を行った。ついで、この中間報告について国大協をはじめ各方面からの意見を徴し、11月中旬に最終的な報告案をまとめるという予定である。

なお、これとは別の問題であるが、放送大学学園法案については、明日の閣議決定を経て来る臨時国会に提出する予定で作業を進めているが、臨時国会では審議の時間がないため、次の通常国会にこれを提出して成立を図りたいと考えている。

以上の説明について、概ね次のような点について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

- 前期計画については高等教育懇談会から報告されたが、今回の後期計画についての中間報告は大学設置審議会の「高等教育計画専門委員会」から出されているが、これはいかなる事情によるのか。
- この中間報告の「まえがき」に「更に高等教育費、大学院の整備等の問題についても検討して、後期計画を取りまとめ……」とあるが、この中間報告は、高等教育の整備に係る基本問題であるこれら二つの問題を除外してまとめたのか。国大協としては高等教育の整備充実を図るには大学院の整備が不可欠であることを再三主張してきたが、この点をどう考えるのか。
- この中間報告は「高等教育の質的充実」を

言いながらその内容には触れず、専ら量的問題だけを扱っている。なお、高等教育費や大学院の整備等の問題については今後検討するとのことだが、その結論を出す前にその内容を示してほしい。

- 高等教育の整備計画の策定に当たっては、不完全講座の充実、非常勤職員採用による研究費の圧迫、大学院修士課程の基準経費の窮状等、大学が当面している切実な問題への配慮が必要である。
- 国公立大学の整備に当たって「専門分野構成の適正化に配慮する」とあるが、その内容は具体的に示されていない。これはいつ、どこで決めることになるのか。また、後期計画ではどの分野に重点を置いているのか。
- 地方大学を整備充実し、学生の収容能力を地方に分散させると言われているが、その内容を具体的に明確に示してほしい。
- この専門委員会では、国公立大学の役割あるいは相互関係をどう考えているのか。これまで私立大学を拡張してきたが、もう少し国立大学の学生数の増加を図るべきではないか。
- 高等教育の多様化は結構であるが、これを実施するに当たっては、既設の大学の質的向上ということを無視するようなことがあってはならない。
- 前回の報告書では、前期計画においては量的な面を中心にして基盤整備を図り、後期計画においては質的充実を図ると言われていたが、この中間報告にはその趣旨が継承されていないように思われる。
- この中間報告では、「医師及び歯科医師の養成については……その拡充は予定しないことにする」とあるが、歯学部についてはその

新設を現に計画している大学もある。それも取り上げないことにするのか。

- この中間報告に「地方における大学等の整備を推進するために必要な促進方策について、例えば国、地方公共団体、学校法人の間の協力方式、相互援助方式等を検討する」とあるが、これはどのようなことを構想しているのか。

概ね以上のような点について論議が交されたのち、委員長から、この中間報告に対する国大協としての意見のまとめについて次のような提言があり、了承された。

高等教育の計画的整備については、前期5カ年計画では、今後の高等教育の発展のため量的な面を中心にその基盤の整備を図り、後期6カ年計画においては質的な充実を図る、とされていたが、この後期計画をまとめた中間報告では、この点について、私立大学の拡大を抑制することを述べているだけで質的向上への具体案がない。

また、高等教育の整備に多大な関わりがある高等教育費、大学院の整備等にも触れていないし、専門分野の適正構成、地域配置についても具体案が示されていない。更に不完全講座、研究費の窮状等についての現状認識にも乏しい。

そのように種々問題点があるので、これに対する意見、要望等を取りまとめたが、その原案作成を白田専門委員にお願いし、その原案を基に次回に審議して成案を取りまとめた。

以上で本議題についての審議を終り、そのあと関連して単位互換の問題、大学の質的向上の問題、大学院の整備の問題等について懇談が行われたのち、次のことを取り決めて閉会した。

- (1) 本日の意見を踏まえて、次回までに白田専門委員が意見書の原案をまとめる。
- (2) 次回には連合大学院問題について、農学系および工学系の連合大学院創設準備委員会の代表者ならびに文部省大学課長の出席を求めて協議する。

- (3) 北村委員長が10月8日に学長任期が満了するので、次回委員会で後任委員長の選出を行う。
なお、次回委員会の開催期日については9月10日頃を目途とし、決定次第追って通知することとした。

第1常置委員会

日時 昭和54年9月10日(月) 10:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 北村委員長
吉田, 山田(守), 前田, 秋田, 金勝, 井上, 川上, 館, 橋爪, 須田, 谷口, 幡, 具島, 岳中各委員
白田, 坂井各専門委員
(説明者) 平島電気通信大学長, 川村東京農工大学教授
(文部省) 滝沢大学課長

北村委員長主宰のもとに開会。
初めに委員長より次のように挨拶があった。
本日は三つの案件をご審議願うが、初めに、前回(8月23日)討議した「大学設置審議会大学設置分科会高等教育計画専門委員会」が取りまとめた「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する国大協としての見解のまとめを行いたい。これについては、前回の意見を踏まえ白田専門委員が原案をまとめられたので、これをもとに討議して本日結論を出すことにしたい。次に、来る10月8日で私の学長任期が終了するので、本日後任の委員長をお決め願いたい。それから午後からは懸案の連合大学院問題についてご討議いただくことにしたい。
なお本日は、連合大学院構想のその後の進捗状況について説明願うため、農学系については川村東京農工大教授(農水産系連合大学院(仮称)創設準備委員会委員)、工学系については平島電気通信大学長(関東国立大学工学系連合大学院博士課程設置準備委員会委員長)におい

で願うことになっており、また文部省からも滝沢大学課長に出席願うことになっているのでご了承いただきたい。

【議事】

1. 「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する見解のまとめについて

まず事務局より白田専門委員作成の「見解(案)」の朗読があったのち、その内容について逐条的に検討を行った。その修正点は凡そ以下のとおりである。

- 「I 基本的問題点について」の最後(案; 3頁)に「後期計画には、大学院問題や教育・研究経費について具体的な施策が明示され国大協の意思が反映されるよう要望する」という趣旨の文を加える。
- 「II-1 前期計画による整備に関する評価について」(案; 5頁)
「現実の不完全学科目や……における欠陥

は、」とあるが、この「現実の」の語句に代え「教育の質的向上を図るために不可欠な研究費や」を入れ、また、「研究費の如きは物価の上昇によって実質的に低下している」とあるが、ここに物価の問題とともに定員削減について言及する。

○ 同（案；5頁）

「これらは、前期計画策定の基本方針そのものの誤りが招いた結果ということができるとあるを、「これらは、前期計画の施策が、現状認識に欠けていたために招いた結果、云々……」というように具体的な表現に改める。

○ 「Ⅱ-3 後期計画の内容について（案；7頁）

「教育における40人学級の編成の問題についても……」のところは、教員養成の立場から関連して述べるよう文を修正する。

○ 同（案；8頁）

「前期計画によって概ね目標を達成されたとされている医師・歯科医師の養成についても……（以下5行）」の文を、私立大学における水増し入学の是正と国立大学における定員増に言及する文に修正する。

概ね以上のような見解(案)の修正が行われ、この修正部分の文言については再度白田専門委員の手を煩わせることになり、成案は第1常置委員長名をもって高等教育計画専門委員会の天城主査宛回答することとした。

最後に委員長より、以前、大学院問題懇談会で大学院問題についての検討が行われ、その検討作業がある程度進展した段階で、関係者からの意見聴取があり、国大協からは私と須田委員、それと白田専門委員の三人が出席して意見

を述べたが、その後、同懇談会の座長の正田委員が亡くなられたこともあって、正式な報告が出されずに終わった。そのような経緯もあり、この11月には「高等教育の計画的整備について」の最終報告がとりまとめられるとのことであるが、その報告に当協会の見解が反映されるよう注意深く見守り、少なくとも報告が出される前にその内容を知らせてもらえるようにしたい、と述べられた。

2. 委員長の選任について

北村委員長より、来る10月8日をもって任期満了により学長を退任することになったので、当委員会の次期委員長の選任についてお諮りしたい、と述べられ、協議の結果、小坂委員（岡山大学長）が次期委員長に選任された。

以上をもって午前の会議を終った。

<午後の委員会を再開>

3. 連合大学院の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本委員会では51年7月以来、大学院の整備拡充——特に新設大学の博士課程設置の問題を取り上げ、総合大学院および連合大学院の構想を中心に検討を進めてきた。このうち総合大学院の方は漸次実現の方向に向いつつあるが、連合大学院についてはなお問題点が残されており、この推進を図っている機関において検討が進められている。連合大学院の構想は、現在農水産系と工学系の二つの部門で進められており、農学系では既に創設準備室もでき、具体的な検討が続けられている。また工学系でもこれをつくろうという方向に動いている。しかし、この新しい形態の連合大学院には、管理運営上いろ

いるむずかしい点があり、連合大学院構想についての文部省、農水産系連合大学院協議会、工学系連合大学院設置準備委員会3者の考え方のニュアンスには相違があるようである。それで、連合大学院の推進を図ってきた当委員会としては、その現状について関係の3者より説明を伺いたいと思い、本日平島電気通信大学長（工学系連合大学院関係）、川村東京農工大学教授（農水産系連合大学院関係）および文部省滝沢大学課長の3者をお招きして、その後の経過説明を伺い、この問題について協議することとした。

以上の説明があったのち、まず平島電気通信大学長より工学系連合大学院の構想について、配付資料「工学系博士ならびに大学院博士課程に関するアンケート調査報告」「工学系大学院博士課程に関するアンケート調査を集計して」「関東国立大学工学系連合大学院（博士課程）構想案の概要」を基に、次のような要点を挙げながら詳細な説明があった。

- ① まず、連合大学院博士課程設置について問題になるのは、オーバードクターの問題である。これの解決策を考えないと連合大学院を推進できない。そこで研究者、大学教員、企業の人事担当者、博士課程修了者等を対象として大学院博士課程に関する3種のアンケートを実施し、また、その調査結果について所感もまとめることにした。
- ② どういう博士課程修了者を出せば企業側に受入れられるかについては、構想（案）の「学生の教育および研究指導」のところ、いわゆる旧制大学の大学院に欠けているところを補うようなやり方をするということを示している。
- ③ 次に組織であるが、これについては、配付

資料のなかの組織機構図（案）によって示したとおりであり、セミナーハウスや研究・教育センターの設置等も考えられている。

- ④ 専攻については物性工学、材料工学、エネルギー工学、生産技術工学、情報システム工学、環境工学等現在6専攻を考えているが、将来は7専攻にしたい考えである。
- ⑤ 管理運営についてはなかなかわかりにくい問題であるが、これは資料のなかの「連合大学院大学の組織及び管理運営について」の章で詳しく述べている。
- ⑥ ⑤教官についての資格の基準であるが、これは別紙の配付資料「⑤教官候補者例（2～3大学の例）」で示したように、この程度のものを審査の対象として参加大学の工学部長の責任において選考することにする。
- ⑦ 連合大学院は、既存の修士課程からの進学も可能であるかどうかということであるが、これは進学を認める方向で参加大学7大学からなる推進委員会というものを設け、この7大学の修士コースの合同セミナーを行うことになった。なお、この7大学間の単位互換についても検討中である。

以上をもって説明を終り、続いて概ね次のような質疑応答が行われた。

- 組織機構図によるセミナーハウスあるいは教育研究センターというのは、関連大学にあってはどのような構想であろうか。
- セミナーハウスおよび教育研究センターについては、まずはじめは一箇所に設置するつもりである。
- この連合大学院の学長、副学長は専任なのか、また事務局は独立のものであろうか。
- この連合大学院は全く独立のかたちを採

り、独立の事務局を設けるものである。

- この構想は、関東地区7大学参加だけの構想のようであるが、他の地区にもこのような動きはあるのであろうか。
- 他の地区においてもいろいろ動きがあるように伺っているが、関東地区が一番進んでいるようである。
- 予算のことはどう考えているか。
- 予算のことはこれから審議することにして
- ④教官についての考え方は大学設置審議会の意見か。
- 独自の意見である。まだ第1回の審査だけで、もう1回行う予定である。
- 博士課程の大講座制に参加する条件であるが、講座単位の参加であるのか、それとも個人参加となるのであろうか。
- それは個人参加であるが、それぞれの大学の学部で承認して推薦するというかたちになる。
- 1つの専攻が多数の講座に分れるが、学生はそれぞれの大学へ出かけて受講するということになるのであろうか。
- それについては、講義は台同のセミナーハウスにおいて、ある期間に固めて行うように考えている。

以上のほか、研究施設の設置場所の問題、受講のための学生の旅費の問題等について質疑があった。

以上で工学系連合大学院についての協議を終り、ついで農水産系連合大学院について川村東京農工大学教授より配付資料「農水産系連合大学院構想の骨子(案)」を基に次のような要点を挙げながら詳細な説明があった。

連合大学院の構想としては、具体的な問題とフィロソフィの問題の2つに分けて考えることができる。フィロソフィについては、これまでこの委員会において何回か説明をしたので、今回はこれを省略し主として具体的なものに触れて説明することにする。

- ① 農水産系の連合大学院は、最初は関東地区のみのものとしてスタートしたのであるが、検討を進めていくうちに全国一本ということになり、「資料3」にもあるような各大学が参加というようなかたちになった。
- ② なぜこのようなかたちになったかということであるが、これは農水産系のもつ地方色豊かな性質からというわけである。
- ③ 農水産系連合大学院の発想は、農林や水産にはローカルカラーというものがあるという特色に基づいている。例えば、ある種の専門家がある地方の大学にいても、そこにドクターコースがないということでは、折角の人材が埋もれてしまうことになる。そこで、このような人材を集めて人材銀行的なものを作り、研究教育面で十分な能力を発揮して貰うことを考えた。学生はその登録された教官を調べて、勉強したい所に行くことになる。しかし、それだけでは困るので、グループで学べる場も考えた。
- ④ 連合大学院を設置するに当たって、予算要求をするについてはやはり基礎学部(資料1)を設けなければならないということになった。
- ⑤ 専攻については「資料2」にあるように農学系8専攻、水産学系3専攻を考えている。
- ⑥ 登録希望教官については業績書によって教官資格事前調整を行う。登録希望申請書や教育研究業績書は大学設置審議会に出すものと

同じである。なお、登録は自由だが全部が教官にはならない。共同研究グループ的な考え方である。

- ⑦ このようにして教官の人材は得られたとしても、実際にこれを運営していくのにどのようになればよいかということで、まず、拠点方式というものが考えられたのであるが、これでは、その大学に片寄るといっておそれもあるので、現在考えられているかたちとしては、各地区にセミナーハウスのようなものを設置して、そこで教育・研究を行ってはどうかということである。
- ⑧ 連合大学院での単位の問題については、単位を廃止して、各教官のゼミは連合大学院の学内の内規的な取扱いにすることを検討している。
- ⑨ 連合大学院のその後の経過については「資料4」のとおりである。

概ね以上のような説明があり、これについて次のような質疑応答があった。

- 只今の説明によれば、現在は必ずしも「資料1」のとおり構想で進んでいるのではないと理解してよろしいのであろうか。
- はじめのうちは、この案の構想で進もうとしたのであるが、結局この構想案では無理ではないかということである。
- 現在の構想では、セミナーハウスのようなものを各大学に設けるということではなくて、それを各ブロック別に設けるということであらうか。
- それは、各大学に設けるというのではなくて、各ブロック別にセミナーハウスを設けようという考えである。
- 農水産系連合大学院と工学系連合大学院と

ではその組織や管理運営が相当異なっているが、もう少し調整できないか。余り異なったものになると学内で混乱が生ずる。

- 連合大学院については、センター的なものについても問題点があり、また一方、拠点方式にも問題があると思う。集中方式をとると、それによって整備された大学はよいが、そうでない大学は現在のままで何等の整備もされないということになる。このような問題に対する処置というようなことについては、どのように考えられているのであろうか。
- 拠点方式をとるとということになると、その大学は益々整備されていくということになり格差が生ずる。また、1つの学科だけを充実するということにも問題がある。現在の構想では1大学に学生が4～5人程度になることであらうと思うから、博士課程程度の整備はむずかしいが、修士のままでよいからもう少し整備が充実すればよいということを希望している。

概ね以上のような質疑があり、ついで滝沢大学課長から、次のような文部省の考えが述べられた。

連合大学院については、大学院問題懇談会においてかなり前から検討されているので、今日はここでの話を伺いながら文部省サイドの考え方を述べることにしたい。

一口に言えば、連合大学院の構想は意義のあることである。ただ、具体的にどう制度化していくか、またどのように運営されるかを考える場合に、これは困難な問題がかなりあると思う。これを制度化していくには、まず基準分科会でこれを採り上げて、基準を考え認可をすることになるが、基準分科会ではその前の

段階として、基準分科会の委員を中心として、これに連合大学院創設準備委員会関係の教官にも加わってもらい、基礎的なものをまず作って検討していこうということである。

このようなことで、まだその方向というものは出ていないというのが現状である。

ところで、連合大学院構想について幾つかの疑問点もあるが、それを要約すれば次の2つの問題であろう。

- ① 大学の枠を超えた協力体制を基盤として設置していこうという構想であるが、これは未経験な組織であり、このような大学の協力体制というものが安定して長期的に維持されていくかという疑問がある。
- ② 具体的な教育・研究の場は、参加大学の学部であるということであるから、学生の取扱いの問題、施設設備の維持管理、整備の問題があるが、これは参加大学の学部と切り離すことができないのではないかとすることがあり、したがって参加大学と連合大学院の運営の調整が果してうまくいくのかどうかという疑問がある。

そのほか、問題があるのではないかと考えられるものに、最初に農学系連合大学院から出された構想では、個々に大学院を設置しないで「連合大学院」という方式で考えていこうということであった。ところが、現在国大協の要望および大学院問題懇談会の意見を基にして、ある程度個々の博士課程の設置を進めていこうという方向になっている。したがって、具体的には個別の設置が進行しているという状況である。そこで、連合大学院というものと、個々の大学の総合大学院の設置というものが今後どうすればうまく調整ができるのか、その辺がむずかしい問題である。

なお、工学系連合大学院については創設準備の段階に至っていないが、これについては、連合大学院の可能性をまず農学系について固めたうえで考えていくことにしたいという気持である。

概ね以上のような説明があり、これについて次のような質疑応答ならびに意見交換があった。

- 現実の問題として総合大学院設置の方向にあり、そこでこれと連合大学院との関係が問題となる。総合大学院と連合大学院では、その内容の質に違いがあると思うが、そのいずれに進むかということで大学には迷いが生じている。
- それについては、農学系の連合大学院創設準備委員会の方では、連合大学院を創設すれば相当に状況は変わっていくのではないかと考えるがある。そこで、これは文部省が考えるべきことではないというような意識もっている。
- 総合大学院は、大学の特色ある総合化であり、連合大学院は、ある分野の国における促進である、といわれているので、両者が矛盾なしに両立できないものであろうか。その点についての国の基本方針はどうか。
- 農学系連合大学院の場合についていえば、現在大学院をもたない、いわゆる新制大学だけが創設しようとしているわけではない。また、将来は国公立大とそれに研究所も参加したいという構想もあるが、とりあえずは、国立大学だけの参加ということで一応創設しようというものである。
- 総合大学院の問題も重要であるが、農学系の連合大学院の説明を伺ったところでは、農

学系については連合大学院の構想は、その学問の性質からいっても望ましいのではないかと思われる。そうして農学系の連合大学院ができたなら、大学の残った学部で総合大学院を考えればよいのではないか。

- 大学としては総合大学院をつくりたい希望がある。この総合大学院には余り問題点はないが、連合大学院の方は学部と切り離れた場合どのようにこれが整備されるのかという問題がある。連合大学院が単に学位審査権を持つだけのものなら簡単にできるが、それでは余り意味はない。文部省は博士課程設置を、整備された大学から徐々に進める方針をとっているが、大学が業績を上げるためには博士課程の設置がまず必要である。
- 工学系の連合大学院の場合であるが、これは学位審査権を求めるものではなく、また旧制大学に対する水平運動というような目的があるからではない。工業を興すためには企業に受け入れられる高級技術者が必要である。それには、旧制大学のドクターでは幅が狭く不適當である。このような企業に迎えらるる幅の広い人材を養成し、工業の広い分野をカバーするためにはそれだけの教官が必要であり、したがって、大学は連合大学院の設置が必要ということになる。そのようなことで原理的には総合大学院と連合大学院の二股は可能であると思う。
- 管理運営の面で問題があっても、学問的観点からすれば連合大学院の方が教育・研究面で信頼できる。なお、総合大学院の場合、農学系は入りにくい分野がある。
- 連合大学院と総合大学院は両立して考えられるのではないかという問題も出ているが、連合大学院は全くの独立大学院であるからそ

れは可能だと思う。

- 農学系連合大学院については、かなり以前から構想が立てられ進められている。その理念は望ましいのであるが、実際の問題になると現実が理想に伴わず、行き詰りがあって、それ程の進展はないようである。この現実面の問題をもう少し具体的に詰める必要があるのではなからうか。
- 連合大学院構想がどのような結着になるかはまだわからない。連合大学院は制度的には別の独立大学院であって、施設も既設の大学とは別になり、既存の大学の整備にはつながらない。また、例えば特定のプロジェクトを対象にして研究活動をするというような、科研費システムになるという構想でもない。したがって、文部省としても現段階ではどのような対応をすべきかがまだ固まっていない。
- 文部省が調査費的に予算をつけたということは別にして、農学系連合大学院構想は一つのパイオニア的な意味があるからこれは進めるとしても、それと同時に、国大協は大学相互間の問題を再検討する必要がある。大学というものは機構的・財政的にも一体のものであることは当然のことである。しかし、学問上とか、時代的・社会的要請という視点から考えると、学問の分野の中には、ある種のかたちでないとそれらの要請に対応できないものと、大学だけでやっていける領域のものがある。したがって農学系が連合あるいは総合のいずれの大学院形態をとるかは、それは大学の自由の問題として考えてよいと思う。しかし、理工系の場合は総合大学院のかたちをとってもそれ程巨大なものにはならないと思う。したがって、二者択一的に決めてしまうのではなく、各大学が主体性をもってきめ細

かに検討すべき問題として考えるべきであろう。また、大学自体もそのように再検討すべき時期にきていると思う。

- 大学院問題の取り組み方が、文部省では大学院問題懇談会に託され、そして、それが高等教育計画専門委員会に渡されているという状況のようである。しかしその姿勢はネガティブである。例えば、日本の大学を一つの研究機関として自然資源、エネルギー問題、あるいは食糧問題に対して、大学院の研究成果が国に反映されていくという場合に、それをどういう過程を経てそのような機関を設立するかという取り組み方が、大学院問題等の取り上げのなかに出てきてもよいと思う。これらの問題は非常に大きな問題であるし、大学自身も、このような問題を自分には関係ない問題として扱うことができない状況にあると思う。そのような状況のなかで国がどういうふうに国立大学を活用していくか、また、博士課程の問題を位置づけることができないかど

うか、そのような姿勢が文部省にはあるべきではないかと思う。

以上をもって意見交換を終り、最後に委員長から次のように述べられ、閉会した。

この大学院問題の結論は今日のうちには出ない。しかし、博士課程設置についての文部省の姿勢は「慎重かつ前進的に」対処するというように前向きになってきたということである。問題は、総合大学院については組織と運営の問題も簡単であるが、連合大学院の方にはその組織と運営にかなり複雑な問題がある。それで、農学系、工学系のいずれの連合大学院構想も、もう少し具体案ができた段階でその案をこの委員会に提示いただき、その運営が現実的に可能であるのかどうかという問題を今後検討して頂きたい。また、文部省もこれを進める方向で努力して頂きたい。今回の委員会で委員長としての私の任務も終ることになるので、よろしくお願ひしたい。

第2常置委員会

日時 昭和54年9月18日(火) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 大塚、齊藤、谷、辰野、五十嵐、丸井、脇坂、林、蟹江各委員

肥田野、佐藤、猪岡、扇谷各専門委員

(大学入試センター)加藤所長、田保橋管理部長

初めに石塚事務局長から議事に入る前に、本日の議事進行について次のような提言があった。

本日は、若槻委員長が退任され、後任の委員長がまだ決っていないので、次のように議事を進めたい。

議題1.の前回(7月23日)の小委員会報告については、若槻委員長の伝言もあり齊藤委員に

ご報告を願いたい。

議題2.の次期委員長の選出については、投票方式によるか、それとも協議方式によるか、そのいずれかの方法によって委員長の選出を願いたい。

なお、委員長選出後は新委員長司会のもとに本日の議事を進行して頂きたい。

以上の提言が了承されたのち議事に入った。

【議 事】

1. 前回の小委員会報告について

これについて、齊藤委員より次のように報告があった。

前回の小委員会の審議情況については、お手許に配付してある議事要録のとおりであるが、その主な事項について申し上げれば次のようである。

(1) 昭和54年度共通第1次学力試験の所要経費の調査について

共通第1次学力試験（以下共通第1次試験）の所要経費は大学入試センター（以下入試センター）から各大学に配賦されているが、大学によっては不足を来し、大学からの持出しがあるようである。そこで今回その実情調査を行い、その結果を基に大学入試センターに対し、必要経費は全額支給するよう配慮方を要請したいと考え、その調査票の様式について検討し、成案が得られたので、これを各大学に発送し9月10日までに回答を求めることとした。

(2) 入試センターとの協議会設置について

この協議会の設置の趣旨は次のようなことである。

共通第1次試験に関する諸問題のうち重要な問題については国大協側と入試センターとの間で予め検討し、その上でこれを入試センター評議員会にかけようとするのが適当と思われる。そこで、今後は連絡協議会のようなものを入試センターと共同で設置して相互の意思疎通を図ることにはどうかということである。そして、これの構成については、国大協、入試センター関係者のほか、公立大学協会関係者も加えることにし、必要なら文部省初中局関係者の参加も考え、総数10人前後としてはどうかと

いうことである。なお、この連絡協議会をどこに設けるかについては、国大協の中がよいか入試センターの中がよいか両様の考えがあるが、小委員会の意見としては国大協に属した方がよいのではないかということである。この連絡協議会設置の構想については、入試センター側も異存がないようなので、当面の高校学習指導要領の改正に伴う共通第1次試験のあり方の検討という課題も控えているので、早急にこれの設置を進めてはどうかと考える。

(3) 共通第1次試験の試験場の問題について （受験生の割振りの問題）

このことについては、横浜国立大学から、受験生収容について困難を来しているので来年度については格別の配慮をしてほしいとの要望が出されており、また各地区の教育委員会や高校長会等からも試験場の県内地区別設置についての要望が出されている。この両者は内容の質がやや異なるので、小委員会としては当面、受験生過密で悩んでいる神奈川地区の対応策について協議した。これについて種々検討の結果、急速関係大学の間で具体策を協議することになり、去る7月25日に東京地区世話大学（東大、一橋大、東工大、東京医科歯科大）と神奈川地区の大学（横浜国立大学）が会合し相談することになった。

この協議では、次の2つの案が提案された。

- ① 受験生を東京地区の受験場に移動させて実施する方法
- ② 東京地区の教官ならびに補助員を試験監督者として神奈川地区に派遣して実施する方法

この2つの提案について協議した結果、今回は第2案の教官ならびに補助員を神奈川地区に派遣して応援するという方法を採用することに

なり、関係大学の入試実務担当者が相寄ってその具体案を検討することになった。

(4) 外国人留学生等の大学入学資格について

この問題については、配付資料の議事要録のとおりである。

なお、事務局から昭和54年度共通第1次学力試験所要経費に関するアンケートの集計報告について配付資料を基にその説明があった。

以上をもって、前回の小委員会の報告を終った。

2. 委員長の選出について

委員長の選出について協議の結果、斉藤委員(東京工業大学長)を新委員長として選出した。

ついで、斉藤委員長司会のもとに議事が続行された。

3. 高等学校学習指導要領改正に伴う共通第1次学力試験のあり方について

初めに委員長より次のように述べられた。

この問題については、去る7月25・26日の両日にわたり入試センターにおいて新学習指導要領についての説明会があった。これには、第2常置委員会から扇谷専門委員が出席されたので、まずその状況について報告を伺うことにしたい。なおまた、これに関連して加藤入試センター所長から説明があるので、それも伺ったうえで意見の交換をすることにしたい。

ついで扇谷専門委員より次のとおり報告があった。

高等学校では57年度から新しい学習指導要領が施行され、56年度からその移行措置が行われるということである。このことに関し、高等学校側からは、この学習指導要領改正に伴う共通

第1次試験のあり方の大綱を55年度中に示してほしいという要望がある。従って、入試センターと国大協はその方針を示さなければならないのであるが、その前に入試センターと国大協双方の話し合いによって、その素案はまず入試センターが作り、それを基に国大協が検討するという手順になっているようである。

そこで今回説明会が開かれたのは、その具体的な内容の説明を文部省から伺い研究をしようではないかというためのものであった。この説明会での文部省からの説明によれば、今回の学習指導要領改正の要点は次の諸点である。

- ① 初・中・高教育の一貫性を狙ったものである。
- ② 学習負担の適正化を図るものである。
- ③ 文部省としてはその大綱を決めるが、学校裁量の幅を大きくする。
- ④ 教科の内容については、その基礎的・基本的なものに限るというものである。

なお、必修科目の縮小ということについては、お手許に配付した資料をご覧いただきたいが、これとの関連で、共通第1次試験の出題科目をどうするかということが問題である。新教育課程では必修科目が減ったので、これを補う出題科目の選び方が問題である。このことは第2次試験の出題にも関係することである。

以上のような報告があったのち、加藤入試センター所長より次のような説明があった。

学習指導要領改正に伴う共通第1次試験に関する今後検討すべき問題の素案作成に当り、これをどうすべきかということで、入試センターにおいては只今の扇谷専門委員からの説明にもあったような研究会を開いた。そのほか実施方法専門委員会、教科専門委員会を開いて検討し

た。その結果、この作業は本来国立大学の入学試験のあり方についての問題であるので、国大協において審議されるべき性質の問題であるという意見であった。そこでこの問題の素案を入試センターのなかで作るとしても、それは国大協の専門委員会であるという位置づけで、この問題を考えるべきものであろうということである。従って、今後は第2常置委員会が主となり、この問題について入試センターと綿密に協議して作業を進めなければならないように思う。ところで、これについて日程的なことを述べれば次のようである。

現在の慣行からすれば、新しい制度のかたちで入試を行う場合には、実施2年前にその公表を行わなければならないということになっている。したがって、58年7月末には各大学が60年に行う入試実施の大綱を示さなければならないということである。そして、それから遡って入試センターが共通第1次入試の大綱を示すということになる。更にまたそれから遡って文部省が60年から実施する大綱について発表しなければならないことになる。このように考えてみると、国大協としては57年の11月の総会において実質的な大綱を決めなければならないというわけである。これには国大協としては、総会までに各大学へアンケート調査をしてまとめなければならないという作業も必要であろう。それに、このような重要な入試問題につながる大改革である場合、それが実施されるまでには少なくとも2回くらいの中間報告が必要となるのではなかろうか。そのような過程を経るものとする、第1次中間報告案は55年11月の総会に提出されなければならないだろうし、第2次中間報告案は56年11月の総会に提出しなければならないということが想定される。

そこで、以上のようなスケジュールを考えてみると、これは直ちに入試センターと国大協が一つになった協議会を開いて作業を進めなければ日程的に行き詰まるのではなかろうかと思われる。そのほか、その過程で高校側との接触も必要と思われる。それは来年秋以降になろう。なお、これの検討のための専門委員会をつくる場合、第2常置との関係をどうするのがよいかについてご指示を得たい。

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 各大学へアンケート調査を行うとしても、まだ新しい教科書も出ていないことであるから、各大学ではこの新しい指導要領の改訂についてどれだけの情報を持ち合せているかということが疑問である。
- 新しい教科書の発行について述べれば、高等学校の1年生の白表紙ができるのが56年2～3月頃である。そして、夏までに高等学校でその教科書の採択を決めてそれから出版されることになり、57年4月から新しい教科書による授業の開始ということになる。従って2年生、3年生の教科書の白表紙は57年春出来上りという状況である。そこで国大協が第1次案として出す55年の11月の総会のときには、まだ新しい教科書の白表紙は出ていないという状況下であるから、第1次案は本当に手探りの状態で極めて大雑把な考え方という程度の案となるものであろう。
- 今回の学習指導要領改正のポイントとして挙げられたなかに、必修科目の縮小ということがありますが、そうだとすると共通第1次入試は、この縮小された必修科目のうちで行うのが原則であって、プラスアルファについては

これは第2次試験に任せざる性質のものではないかと思われる。

- 原則的にはそのとおりであるが、プラスアルファが全部第2次試験で行われるということになると、また第2次試験の教科・科目が増えてきたり、第1次試験の位置付けの本質論が出てきたりして、この委員会で議論すべき問題でないということが起こり得るのではなからうか。
- 現在の高校教育課程によれば、大学入学に必要な科目と高校の必修科目とがマッチするが、今度の新教育課程ではそれがうまくドッキングしないのでむずかしい。
- いろいろなことを伺ってみると、高等学校の教育の動向を決めるのは、大学入試の問題の出し方によるといような感じがする。
- 高等学校にあっては、学習指導要領改正に伴う入試センターならびに国大協の方針を早く出してくれない以上は移行過程におけるカリキュラムの編成もできないということである。
- それは逆であって、高等学校で初めに教育課程を決めてもらい、それによって大学側は入試問題を考慮するというのが順序であるように思うのであるが、実際には高等学校の方では大学側の出方まちのようである。
- これらについては、高等学校の意見も率直に聞くべきであろうし、第1次案以降についても連絡協議会等において高等学校とも綿密に連携をとっていく必要があると思う。

以上のような意見の交換があったのち、加藤入試センター所長から次の3つの事項について提言があった。

- ① この問題の今後の進め方として、入試セン

ターのなかに国大協の専門委員会的なものを置いて検討することになるのであれば、それを決めて頂きたい。

- ② 現在、懸案になっている事項として、私立医大協が共通第1次入試に参加し、利用したいという申入れがある。これについて、どのようにすべきか国大協で考えて頂きたい。
 - ③ 受験生の割振りの問題であるが、今回は神奈川県地区だけについて特別な措置を考慮したのであるが、このような問題は全国各地にもある問題であるので、今後これらの問題についてどう対処すべきか、高等学校側の意見も伺ったうえの審議をお願いしたい。
- 以上のような提言があった。

このあと、先般来編集を進めてきた「国公立大学ガイドブック（昭和55年度版）」が配付された。

（入試センター退場）

続いて、加藤入試センター所長から提出のあった3事項を中心に協議が行われた。

その結果、本日の議論のまとめとして、次のようなことを決めて閉会した。

- (1) 広い意味での「連絡委員会」を設けるについては、入試センターの制度上の問題もあるので、なお一度委員長が入試センターと相談をして、それから決めるということにしたい。
- (2) 差し当り高校教育課程改正に伴う大学入試のあり方の検討に関し、入試センターに設けられる専門委員会に国大協として7～8人の専門委員を送ることにする。そして、その審議の経過を本委員会に報告して貰うことにする。なお、この専門委員の選出については経費の関係もあるので、なるべく東京近在の大学を中心に選出するものとする。

(3) 私医大協の共通第1次入試参加の問題と受験生の割振りの問題等については、教科改訂の問題と基本的には異なった問題であるので、これらの問題については、現在までの小委員会では処理すべきものであるのか、あるいは

連絡委員会のようなものを改めて設けた方がよいのか、そのいずれかはもう少しデータを集めたいので、第2常置で審議して決めることにする。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和54年9月20日(木) 11:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本副会長

今村委員長

九嶋, 高梨, 榊, 安藤, 川村, 竹山, 砂田, 神田,

中塚各委員

吉田, 舟橋各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

政府の第5次定員削減計画がかなり進行しているようであるので、本日午後、会長ならびに両副会長と共に文部大臣を訪ね、国立大学の定員問題について要望したいと考えている。そこで、その前に理事会を開いて、これの対策について協議することになったが、その前に第6常置としての意見も伺っておく必要があると思いい、急遽お集まり頂いた次第である。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 定員問題について

先ず、委員長からこれまでの経過について次のような報告があった。

今回の定員削減の問題については、8月上旬新聞紙上にこのことが掲載された際、直ちに会長、副会長と共に行政管理庁の事務次官ならびに文部省の事務次官に面会して、国立大学の教

職員については格別の配慮をされたい旨要望した。その後、9月4日に私と第6常置の専門委員等数名が行政管理庁の担当管理官と会合し、具体的に国立大学の定員問題の実情を説明し、定員削減に当たっての配慮方を要請し種々懇談した。

また、その後9月13日に文部省からその後の経過について話を伺ったが、情勢は極めて厳しいものがあるので、会長、両副会長と協議し、差当り文部大臣に会見して、今度の閣議の際、国大協の意向を反映されるよう要望することとした。

以上がこれまでの経過であるが、国大協として当面どのような態度で臨んだらよいか、また文部大臣に対しどのような要望をしたらよいか、などについてご意見を伺いたい。なお、先程開いた定員問題小委員会では、「教官、看護婦は従来どおり適用除外とするとともに、これを定削の対象母数からも外してもらおうこと」という意見があったのでお伝えしておく。

以上のように述べられたのち、次のような意

見の交換があった。

平等という見地から、特に大学だけが教官、看護婦等を除外するということについて、一般の批判はないのであろうか。

- 批判はあるとしても、文化国家としての特殊性から、大学の教官は減らすべきではないということは言えるのではなからうか。
- 国立大学の事務系職員についても、教官並に除外してほしいということについては、これは他省庁の事務系職員と同じでないかという論理を盾になかなか理解してもらえない。例えば、附属病院の職員にしても、厚生省管轄の病院の場合と左程変るところはないともいえるし、附置研究所にしても、他省庁の直轄研と同じ条件だというような主張が強い。そのようなことで、教育という特殊の職場ということが行管等ではどうしても理解してもらえないようである。
- 第5次定削は相当厳しいものになるようであるが、ここで大学だけが強い要望を出しても筋が通らないのではなからうか。むしろ、

大学側としてはどこを最低線として止めるか、その辺を考えておく必要があるのではなからうか。

- 定削については、一律に削減するという方針が間違っているのではなからうか。
- 大学の事務系職員の特殊性ということがいえないか。
- 教育研究の補助業務という特殊性はある。
- 新設大学は未だに必要な定員すら配当されていないので、定削から除外してほしい。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ本日の協議を終った。

大学の行政職員についても特別の配慮を要望することにする。教官、看護婦等については従来どおり適用除外して貰うよう要請するとともに、これを定員削減の対象母数から外すよう求めることにする。また、新設大学の職員は削減の対象外にするよう要望することにする。

日時 昭和54年9月27日(木) 15:00~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 向坊会長、岡本、香月各副会長
今村委員長
和田、九嶋、畑、蓼沼、武藤、榊、安藤、川村、
竹山、砂田、神田、中塚各委員
慶谷専門委員
(文部省)阿部、大崎各審議官、他2名

第6常置委員会

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日は、議題にもあるように「昭和55年度予算に関する要望書」ならびにその他について審議願うことにしているが、まず文部省の55年度予算に関する概算要求について、阿部・大崎両

審議官から説明を伺うことにしたい。また、本日は予算に関する要望書作成の関係もあるため、特に会長ならびに両副会長にもご出席を願った。

なお、本日要望書の成案が得られたら、後日会長、両副会長と同道し、大蔵省、文部省に出

向いて、この要望書を手渡し要望する予定にしている。

以上のような挨拶があって議事に入った。

【議事】

1. 昭和55年度予算に関する要望書について

まず阿部審議官から、配付資料「昭和55年度概算要求重点事項」(大学局)および「昭和55年度国立大学学生入学定員増加予定数等」を基に大学局関係の概算要求の内容について詳細な説明があった。

続いて大崎審議官から、配付資料「昭和55年度概算要求重点事項」(学術国際局)を基に学術国際局関係の概算要求の内容について詳細な説明があった。

ついで委員長より次のように述べられた。

お手許に配付した資料「昭和55年度予算に関する要望書案」は、昨年の要望書を基に大学財政小委員会で検討し、修正してまとめたものである。この予算に関する要望書案は、昨年洗い直されて整備されたものを更に整理し、若干簡略化するとともに授業料問題のことも少し触れることにした。なお、「前文」に記載されている定員削減に関する箇所は、その後状況も変化しているので、表現を改める必要があると思う。

大体以上のようなことであるが、これについてのご意見を伺いたい。

ついで、この原案の朗読があったのち意見交換が行われ、次のように処置することにしてこれが承認された。

① 前文について

- ① 「補助的職員」という言葉は「職員」と改めることにする。

- ② 定員削減問題に関する箇所は、その後の状況の変化に即応し、次のとおり修正することとする。

「今般、政府におかれましては第5次定員削減の大綱を閣議で決定された由承っておりますが、本協会といたしましては、この削減計画の国立大学への適用について深く憂慮しております」

② 要望事項について

- ① 2項の(1)「特別教育研究経費等の増額」を1項の「基準的教育研究費の充実」の(3)に繰り込むとともに「科学研究費の増額」を大きな柱として立て、新しく2項とする。
- ② 2項の(3)「特許事業経費の確保」は削除する。
- ③ 9項の(3)は、2つの項に分けて次のようにする。
 - (3) 日本学術振興会の行う奨励研究員制度および国際交流事業の拡充
 - (4) 国際研究集会派遣事業および国際共同研究事業の拡充
- ④ 「Ⅲ 附属病院の拡充整備」のところで、最初の項に「附属病院の創設」という項を新しく設ける。

以上のように原案の修正が行われ成案が得られたのち、要望に当たっての説明の際の重点事項について協議し、次のように取り決めた。

1. 基準的教育研究費の充実
2. 科学研究費の増額
3. 国内および国際交流関係経費の増額
4. 入試実施体制の整備

以上をもって本議題についての協議を終り、最後に会長より第5次定員削減問題の経過についての報告があり、閉会した。

日時 昭和54年7月31日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

大池, 吉田, 豊田, 吉利, 脇坂, 石塚, 須田,
小坂, 具島各委員

堀, 尾島各専門委員

(文部省) 川村医学教育課長, 他2名

医学教育に関する特別委員会

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。

新設医科大学附属病院のベット数に関して、現在、実質的には300ないし600床のところでは抑えられているというような話をきいているので、まずこの問題についての文部省の考えを伺い、そのあと卒業研修のあり方等についてご協議を願いたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議事】

1. 新しい医科大学の附属病院の病床数について

新設医科大学附属病院のベット数の問題について、まず川村医学教育課長より次のような説明があった。

新設医科大学の病床増の問題については、文部省は、当面600床ということで整備を進めているが、これは将来もその数を増やさないとの方針を決めたわけではない。社会情勢の変動その他によって必要な時期がくれば当然増設しなければならないものと考えている。ただ、現時点では先発の附属病院にしても定員の600床も充足していない状況であり、整備の途上であるから、いまここで将来増設するとかしないとかを言える状況までに至っていない。とにかく現時点は新設病院の整備が中心の課題であって、将来のことについては、その時点で改めて

検討することにした。

以上のような説明があったのち、次のような質疑および意見の交換があった。

- 新設医科大学附属病院のベット数は、基準は800床であるが、予算その他の関係で取敢えずは600床ということであろうか。
- それは、敢えて言えば予算的な面からであるが、そのほか関連教育病院(以下関連病院)の利用ということとの関係がある。従って関連病院のない大学は800床になっている。
- 関連病院を設けたのは大学病院のベット数を減らす目的からではなく、教育上多彩な患者の診療に当たらせる必要があるという発想であったように思う。
- 大学病院だけではなく、一般病院も教育の場に利用する方が成果を挙げられるという考えは間違いでないと思う。しかし、関連病院の利用ということと大学病院のベット数を減らすということとは本来別の問題である。それが新設医科大学が設置される段階で関連病院を設けるから大学病院では600床、残りの200床は関連病院で補うということになったようである。しかし、このプロセスについてはあまり細かい議論はされていたものではないようである。
- 前の医学教育課長の時にもこの問題が議論されたが、その際、前課長は、関連病院ができたので600床にしたのではないと言ってい

た。

- 現実としては、関連病院でその200床分を教育のために充てることができるかということになると、それは困難な事情にある。関連病院側から、関連病院は本質的には一般病院であって教育の目的のためのものではないと言われると、大学側としてもどうしようもない。
- 関連病院が熱意を示さないのは、その援助額が少ないからではないかという話も出ているが、最初の頃よりはその額は上げられているはずである。ところが、この点について関連病院側と文部省側の話には額の誤差がある。
- 実際には、大学側があまり関連病院を利用していないので、この予算の全部が執行できなくて余っているという状態にある。
- ベット数については、既設の医科大学（医学部）の附属病院にあっても600床ないし700床のところもあって800床以上のところは少ない。
- 文部省も、将来ともベット数を増やさないということではないようだが、新設医科大学の整備充実ということが優先され、既設の医科大学の病床については、その増設を現在ストップしている状況にあるようである。
- 現在、既設の医大病院の病床の増設をストップしているというわけではない。とくに困っている大学については毎年その増設を要求しているところもある。ただ、現在は病床数を増設することは、看護婦の定員関係からみてむずかしい点がある。
- 病床数を増やせば看護婦問題で辛くなるということはよくわかっている。しかし、新設医科大学では既設大学と違って関連病院以外

に適切な病院がないということがある。

- 関連病院を設けた趣旨は、大学病院の臨床教育を充実したうえで、なおそのうえに関連病院を設けてより充実した臨床教育を行うということであった。そして、その新しい試みは、既設の大学病院では容易にできないので、まず新設医大から試みることにしたいということであった。しかし、関連病院はもともと診療を主とした病院であるので、定員その他からしても十分な臨床教育を行う余裕がない。したがって、臨床教育の3分の1以下ということでもお願いしても、実際にはそれを実施してもらうことは困難な状況がある。一方、新設医科大学も卒業生が出てくると、卒前教育だけでなく卒後研修ということも考えなければならないが、新設医科大学にあっては関連の病院もあまりないことであるから、卒後の教育についても病床数は重要な役割をもつことになる。そこで、病床数については将来の問題として是非とも考慮してもらいたい。
- 関連病院の問題は、本質的にどうすればよいかという問題である。いまは、いずれの大学も現実には関連病院での教育を利用しているが、3分の1ということは無理である。したがって、まずこの状況を是正し、本来の関連病院らしい姿にして、実績を上げてもらうという方向に持っていくべきであるという考えが一方にある。しかし、現在の文部省予算では関連病院側がより協力的になるという可能性はないのではないか。
- 関連病院については、文部省としては設備の補助ということで3億近い予算を用意している。そしてそのほかに実習の手当としての予算措置もしているが、これが十分に使われ

ていない。

- 関連病院については、最初に考えられたような、そのメリットを活かそうという方向には現在は進んではない。しかし、やはりこれは活かすようにしなければならないのではなかろうか。
- 関連病院について、直接表面の問題となっているのは新設の医科大学である。したがって、いかに関連病院を有効に作動させるかということについては、それぞれ要望があることだと思う。そこで、新設医科大学の会合で要望事項をまとめ、それをこの委員会で検討し文部省へ要求するというかたちをとってはどうか。
- 関連病院との関係については、各新設医科大学にあっては、それぞれその事情が違うので足並が揃わない。一つには、関連病院の謝礼の積算の根拠を講師並にしてはどうだろうかというような意見もある。しかし、謝礼を上げても、解決する問題のようにも思われない。関連病院の方が、ティーチングホスピタルになればレベルが上って、病院としてメリットがあるというような意識をもってもらわないと、これの解決はむずかしい。いまのようにやむをえない義務というような態度では限界がある。したがって、まずティーチングホスピタルの概念をはっきり決めて、これに参加する病院は優れた病院であるというような社会の評価が出るようになればよい。
- 関連病院の事情としては、スタッフが不足しているということと、外来患者の診療に追われているということがある。それで、学生の指導までやる余裕はないというのが実情である。しかし、そうかといって定員を増やすことはむずかしい。
- 関連病院についての根本的な問題であるが、大学の教官がその病院に行って直接学生の指導に当たるわけにはいかないのであろうか。
- そのことについては、お互いに自主性を尊重するというので、先方の関連病院より要請がない限りは、大学の教官が関連病院に出かけて指導に当たるということはしない。
- 関連病院を設定する場合に協定書というものが出来て、このなかにそのような取り決めの事項が書かれているが、実際には大学から関連病院に出かけるということは余り行われていない。
- これらの問題は、この委員会で取り上げるよりは、他にこの問題を真剣に検討する適当な機関があるのではなかろうか。そこではどのような意思統一があるのであろうか。また新設医科大学にあっては考えがまちまちであるが、果して統一ができていのかどうかも知りたい。その辺が分からないと、ここで意見を述べるにしてもわかりにくい点がある。
- この問題について、最も関係の深いのは新設医科大学である。そこで、当委員会としては、まず新設医科大学の方の会議で、関連病院を有効にするための具体的な改善策についての意見を何項目かにまとめてもらうことにして、それをもとに要望書を作成して、文部省に提出することにしてはどうかと考えているわけである。
- 本日この問題を本委員会に提起したのは、新設医科大学の病院長会議および新設医科大学長会議においても、この関連病院の問題が取り上げられ、その意見が一致したから、国大協でもこの問題を取り上げてもらいたいのがためである。なお、新設の医科大学病院長会

議では、この問題についての要望書を作成して文部省へ提出している。

- その要望書の内容については、この委員会は承知しているのであろうか。
- 本日の主題は、関連病院をどうすべきかということではなく、病院のベット数が600床で抑えられているような不都合がないように、国大協でも検討し文部省に要望しようという趣旨のものである。
- 関連病院の問題については、関連教育病院委員会というのが文部省のなかにあって、この機関によって検討されている。新設医科大学関係からは1人が参加している。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は新設医科大学の附属病院の病床数の問題をご審議願ったが、関連して関連教育病院のことも話題となった。この問題については、この委員会ではまだ十分わからない点もあるので、まず新設医科大学の方でこの問題を検討され、要望事項をまとめてもらうことにしたい。そして、国大協としても、それを基に要望すべきことは要望するというにすることはどうか。病床数の問題については、当面600床ということで文部省において整備を進めてもらい、将来その稼働率がよくなっていくようであれば、そのベット数の増設には柔軟な態度で対処し尽力をしてもらうよう要望しておきたい。なお、旧設の大学附属病院のベット数についても置き去りにならないように配慮されたい。

2. 医学の卒後研修のあり方について

初めに委員長より次のように述べられた。

この問題については、昨年夏厚生省の方より

医師の卒後研修の改善を図るため「財団法人医師研修研究開発センター」を設置したいので、国立大学もこれに参加協力してほしいとの申し入れがあり、これについて本特別委員会の拡大会議等を開いて検討したが、結論に至らなかった。その際、厚生省の医事課長と文部省の医学教育課長も出席されたが、この問題については両者の間でさらに話し合ってもらいたいということになった。ついては、この問題のその後の経過について文部省の説明を伺うことにしたい。

ついで、川村課長より配付資料「大学病院における臨床研修のあり方について（中間報告）」を基に医学教育の改善に関する検討の経過について詳細な説明があった。

以上の説明について、次のような意見の交換が行われた。

- この「医学歯学委員会小委員会」がまとめた中間報告は、大学病院とそれ以外の病院とは性格が違うという前提に立ってまとめたものと考えてよいのであろうか。
- 大学病院の現在の形を切りかえる考えがあるのか。
- そのような考えはない。
- 国大協は、51年2月に出した「医学教育の改革に関する調査研究報告書」のなかで、医学教育改革の必要性、医学教育の目的等について述べ、国としては医師のモラルを示す必要があるとか、あるいは卒後教育のところではプライマリーケア等についても触れているので、あの報告書を読みなおしてもらいたい。ただ報告書は一般論についての議論をまとめたにすぎないので、具体化の段階になると行き詰まりが感じられた。しかし、その場合の議論にも、卒後研修は将来は厚生省が責

任をもって行うべきであって、それには研修病院を整備すべきであるという強い要望がでていた。

- 医学教育についての文部省の考えは、従前から専門医を養成することに中心をおくか、あるいはいずれかの科に中心をおいて、それを基にして広く教育をするという立場であったと思う。ところが厚生省の研修は、プライマリーケアの方に重きをおき、専門医養成は二次的だというように、ウェートのおき方が文部省とは反対になったのではなかろうか。
- それらの意味にかかわることだと思うが、この資料に「臨床研修の成果は指導体制の充実度によるところが大きいので、特に研修医と常時接触する指導医の充実を図ることが望ましい」とあるが、この指導医というものと、大学病院において実際に臨床指導に当たっている教官との関連を、どのように考えているのであろうか。
- 指導医という言葉は、これまで大学病院ではなじまなかったことである。しかし、大学病院で卒後研修の80%が行われている現状からして、卒前・卒後教育に当たる教官、すなわち指導医ということは当面の課題である。
- 昨年、厚生省の「医師研修研究開発センター」の話があった際に、卒前教育の指導医のことが問題となった。
- 卒後研修のことは、現状のまま厚生省に任せておいたのでは実際にはうまく進まないと思う。卒後研修の80%まで大学病院で行っているという現実もあるのだから、厚生省と文部省および大学の三者が十分に話し合って、真剣に取り組まなければ実質的な解決はつかないのではなかろうか。
- 厚生省の考えのように、プライマリーケア

を重視した卒後研修ということになると、大学病院の方でやるといっても、一定の限界があるので処置できないのではなかろうか。しかし、厚生省だけでも十分にはやれないということの問題になっている。

- 大学教官のなかには、卒後研修というものは、本来大学の使命ではなく附属的なものであるので、引き受けるべきではないと考えている教官が多い。
- 卒後研修は厚生省の所管であるということから、厚生省が中心に考えるべきであろうということになるのであるが、大学病院の使命のなかには卒後教育ということもある。ただ大学病院が卒後研修の主体をもつかどうかということは、もう少し検討すべき問題であろう。
- 問題は、今のように卒後研修の80%を大学で行うという方向がよいのか、あるいは、徐々にこの数を減らして厚生省の方を拡充していくのがよいのかということである。
- それは、卒後研修の目標が専門医養成のためのものなのか、またはプライマリーケアのためのものであるかということによって違うのではなかろうか。これが専門医養成のためというのであれば大学病院に頼らざるを得ないであろうが、プライマリーケアのために行うというものであれば、現在の大学病院のシステムでは限界があるということである。
- 大学病院が専門医養成のためだけの機関であるというストレート方式を肯定すれば、プライマリーケアあるいは救急医療に対する教育は二次的なものにならざるを得ない。しかし、現在のところは、これらのものについても行うことが望ましいということで逃げてい

るようなどっちつかずの感がある。また、卒前教育においても、大学病院が専門医養成でよいのか、あるいは専門医養成以前にプライマリーケアあるいは救急医療を施すべきであるかどうかの問題もある。したがって、大学病院については、これを専門医養成機関であると肯定しているその前提を問題にすべきではなからうか。

- 大学病院は、プライマリーケアや救急医療を行うところではないということではないが、大学病院としての目的に徹するならば、やはり専門医養成を主とすべきではないかと思われる。そして、プライマリーケアや救急医療は大学病院だけでやるのではなくて、他の病院との関連のもとに行うべきものではないかということである。
- 学生の医学教育ということは、専門医養成のための病院であるということとよく一致するかどうかということは考えなければならぬ問題である。そこで、学生の医学教育のためにはプライマリーケアの面を主とした方がよいのではないかという意見は大いにあると思う。
- これらの問題は、「大学は教えるところである」という教える側の立場もあるが、患者側からの要求もあって、大学病院としてはこれを無視することはできない。そこで大学病院においてはプライマリーケアもやろうという程度のものである。このような事情もあるから大学病院は教育の面だけから考えることはできない。
- 医療という点からすれば、プライマリーケアも専門的な診療も本質的な区別はないものと思う。専門的な診療を行うに当たっても、そのプライマリーケアの広い知識がなくては

行えるものではない。これをはっきり割り切る必要はない。

- 外科の方では、大学病院は外科一般を教育するには適していない。大学病院は、主として特殊な患者の診療教育をするのに適しているという考えもあるようである。
- そのことは外科のみでなく他の部門についてもいえることで、大学院病はプライマリーケアに不向きであるということもできる。このことについて何か触れておかないと学生はイーージーに大学に残って研修するという気になってしまう。
- 学生がプライマリーケアを関連病院でやるとしても、厚生省が関連病院の充実を図らなければ、そのスタッフの不足によって自主的な研修に墮してしまうおそれがある。
- 厚生省は関連病院の整備ができないので、スタッフの揃っている大学病院でプライマリーケアも行っていきたいということを言っている。
- その辺については、厚生省と文部省と十分に話し合って調整してもらわなければ大学側の負担は減らない。関連病院の指導スタッフが整わないと、学生は関連病院に行くことはできない。
- 卒後研修の問題は多様であろうから、文部省は厚生省の医師研修審議会と十分話し合いをして、分担をはっきり検討されることが必要のように思われる。
- 要するに厚生省は、プライマリーケアあるいは救急医療については、大学病院では不十分であるから何らかの埋め合わせをしようというのが本来の趣旨なのであろうか。
- そうではなく、昨年の厚生省の説明では、富士の裾野で行われていたようなティーチャ

- ーズトレーニングセンターを設け、そこで臨床研修指導医の研修を行うというような意向である。ところが、卒後研修のあり方というものも固まってもいないのに、そのような計画だけが進んでも仕方がないではないかというのが、そのときの国大協の意見であった。しかし、卒後研修について、厚生省と文部省のいずれが中心になって、この問題の処理を進めていくかということについては、まだはっきりした結論がでていないようである。
- 厚生省の所管とか文部省の所管とかいわずに、広い視野で考えるべきである。
 - この中間報告案が決ると救急医療も重点になるが、現在の大学病院には救急部門は少ない。
 - 根底にある問題は卒後研修はどこがやるのかということである。現在のところ、卒前は文部省、卒後は厚生省と一応二つに分けているが、そこが問題である。
 - プライマリーケアということが強調されるようになったのは、包括的医療として患者の医療だけでなく、その家族や社会というものを考えての医療を考えるべきであるということからきているものであろう。
 - 包括的医療ということになると、講座間の移籍の自由ということと関係してくることになる。どこにも行けるようにしないと実行はむずかしい。
 - 今後の医学教育にプライマリーケアということを重視するということは、一応内科も外科もできるというような医師を養成するというのか、それとも初期の診断をして、それぞれの専門医の方へ紹介するというような医師養成をしようというのか、その辺の概念がはっきりしていないようである。
 - 患者の方でも、専門医でなければ程度が低いという意識がある。
 - そのことについては、国民自体の考え方を改めるような教育が必要であろう。専門的に細分化する方向で教育するのか、あるいは集約化する方向で教育するのか、そのいずれかということによっても違ってくる。
 - いずれにしても、大学病院というものは単独で存立できるものではなく、関連病院も含めてはじめてその使命を果し得るのであるということをも文部省は認識して、そのための方策を立ててもらいたい。
 - 卒後研修にしても大学は無関係ではないので、文部省は考えないということであってはならない。また、厚生省は教育の本質についてはタッチできないから、まず文部省が卒後教育の構想をたてて、それを厚生省に実施してもらおうということを決め、そうして大学の担当する部分についての方針を示してもらうことができれば、ばらばらの行政が一本化したうえですすむことができるのではないかと思う。
 - プライマリーケアは日本でもやっているのでも、これを特別にやる必要はない。アメリカの実情を導入して制度化することは問題がある。
 - 日本では指導医の教育や、つくり方の研究をしていない。厚生省に卒後教育の根本理念をつくれといってもむりなので、文部省で案をつくり、厚生省と話し合っただけの方がよい。
 - ティーチーズトレーニングのために文部省は何かやる考えがあるのか。
 - 現時点では文部省は、そこまでの考えはない。もう少し卒後研修全体についての考え方

を整理しなければ、ティーチャーズトレーニングまでは入れないというところである。ただティーチャーズトレーニングの必要性は認めている。

- 国大協は先に出した報告書のなかで、「大学の教官も医学教育の仕方を身につけなければならない。そうして、そのことは教育組織のなかで考えていくべきである。例えば助教授や講師、助手にはそのような研修の機会を与えるということがあってもよい」という提言はしている。
- 文部省としても、卒後研修のビジョンはなるべく早く出さなければならないという考えはもっている。
- この中間報告の要旨は最後の部分に集約されていると思われるが、これを具体化する場合、本日の議論をどのように整理するのか。また、それはどこで検討するのか。
- これの具体化については、もう少し詰めてから意見をきくことにしたい。
- この中間報告案のなかの「臨床研修の方式」というところであるが、プライマリーケアということの理念とその実際のあり方との間に、かなりのギャップがあるように読み取れる。例えば、「一定期間を専門とする診療科と関連の深い診療科において必要な修練を受けさせることも必要である」とあるが、これでは限られた領域での研修になってしまうので、もっと広い領域のかたちのものがあることも望ましいというような趣旨を取り入れてもらいたい。
- 卒後研修のカリキュラムについては、どこかで検討されているのであろうか。というのは、プライマリーケアという用語を包括医療と採るのか、あるいは G.P と解するのかに

よって変わってくる。それを的確に言えないからプライマリーケアという用語で、それらのものを漠然と包み込んでいるものだと思われる。しかし、それで議論していたのでは何時までたっても議論の空回りになる。そこで、将来何をやるのか、そして、それにはどのようなコースがあるのか、というような具体的な問題を採り上げる必要があるのではないか。これは考えようによっては大学院がその役目をもってよいのではないかと考えられる。大学院ないしは学位制度そのものも、この際に別の面から見直すこともできるのではないかと思う。したがって、まずカリキュラムの検討をしてからでないと、議論が具体的にならず抽象的になって発散してしまうことになる。

概ね以上のような意見の交換が行われたのち、委員長より次のように述べられた。

卒後研修のあり方については、文部省の方で中間報告案を骨子として卒後研修のコース、あり方、指導医養成のあり方等を検討して具体案をまとめ、厚生省との分担も決めて進めるようにしてほしい。

3. その他

(1) 医学教育振興財団について

この問題について委員長より次のように述べられた。

先程、順天堂の懸田学長がみえて、このたび設立をみた医学教育振興財団のことについて申し入れがあった。この医学教育振興財団は「医学の教育に関する調査研究を行い………医学の振興と人類の福祉に貢献することを目的とする」ものであるが、これは国公私立の医学に関

係のある大学の協力が必要であるので、国立大学からも評議員を選出してもらいたいという趣旨の申し入れであった。

ところで、文部省としては、この医学教育振興財団について今後どのような方向に進めようとしているのか、その方針を伺いたい。

これについて川村課長から次のような説明があった。

これは財団法人であるから、この活動の基本はその団体自身で考えてもらうのが建前である。ただ、このような趣旨のものであるから、国公立の大学が一体となった団体ができれば、実際の運営もやり易いのではなかろうかと考えられる。現在のところはまだ、活動の実績がないが、将来のことを考えれば、国立大学も参加することが望ましいのではないと思われる。文部省としても国立大学の参加があればある種の財政的援助も考えることになる。

これについて若干の意見が交されたのち、この問題は、いずれ具体的に進んだ段階で更に検討することになった。

(2) 週休2日制の実施について

このことについて川村課長より次のような報告があった。

近く出される人事院勧告の一環として週休2日制の問題が取り上げられ、4週5休制の勧告が行われるということである。これについて国立大学の場合は、附属学校と附属病院が問題になる。政府はこれの実施に当たって予算増、定員増は一切考えないという方針であるので、これの実施が可能であるかどうか非常に困難な問題である。文部省としてはいま関係の機関と折衝中であるが、極めて微妙なところがあるのでご了承願いたい。

(3) 委員長の選出について

北村委員長が来る10月8日をもって学長任期が満了となり、委員長を辞任されることになるため、これに伴う後任委員長の選任について協議が行われ、その結果、石塚委員（名古屋大学学長）が選任された。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日時 昭和54年9月28日（金）10:00~12:00

場所 東海大学校友会館三保の間

出席者 （文部省側）

井内、佐野、篠沢、三角、宮地、植木各委員

遠藤、滝沢、佐藤各専門委員

阿部審議官、大崎審議官、野村教育施設部長、

国松人事課長

（国大協側）

向坊、岡本（道）、香月、今村、岡本（舜）各委員

平間、石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、第5次定員削減の問題ならびに昭和

55年度国立学校特別会計予算概算要求に関する問題をお諮りするためにお集まり頂いた。よろしくご協議をお願いする。

ついで、井内事務次官から次のように挨拶があった。

本日の議題は、第5次定員削減関係のことと昭和55年度の概算要求に関することの二つであるが、第5次定員削減計画の進行等についての概要は次のとおりである。

国家公務員の第5次定員削減計画については、去る9月13日に国大協の会長、副会長および第6常置委員長にお集まり頂き、その時点における情況の説明をし、ご意見を伺ったところであるが、政府としては去る9月26日に、配付資料「昭和55年度以降の定員管理について」のとおり閣議決定がなされた。その骨組は次のとおりである。

第1点は、昭和55年度以降5年間に、国家公務員の昭和54年度末定員の4.2%を目途に削減するということである。

第2点は、五現業及び三公社、公庫、公団等の職員についても、これに準じて措置するということである。

第3点は、事務の簡素合理化、高齢者の離職を促進するとともに、行政需要に応じた部門間配置転換の推進を図るということである。

第4点は、地方公共団体についても、国に準じて措置するように要請していることである。

第5点は、第4次定員削減計画は昭和54年度限り打ち切るということである。

以上の5点からなっているが、この基本的な総枠の方針のもとに、近く各省庁別削減目標等が閣議決定されることとなっている。その時期は政治情勢の推移からして10月中旬頃になるかと思われる。

ところで、この定削問題については、国大協から、昨年秋にまとめられた「国立大学における定員削減の現状と問題点」に基づくいろいろ

な問題点を指摘して頂き、今回の第5次定削の話が起きてから2回にわたって大臣への要望を頂いた。それで文部省としては、国立大学においては昭和43年度以来の恒常的な定削によって現状においては削減の余地はない、第5次の定削の実施は極めて困難な状況にある、という立場に立って行政管理庁と折衝中である。

これを具体的に言えば、第1に、国立大学の教育・研究の特殊性を考慮した実行可能な計画でなければ受け入れることはできない。特に教官、看護婦等については、既往における国大協の助力等もあって、これを削減の対象外にしてきたが、これについてはこれまでどおり削減の対象外とするということ、またその他の職員についても職種分類の改善等により、削減数の軽減をはかるということ。

第2に、総定員法の枠外となっている国立学校設置法定員（昭和48年以降新設の国立学校の定員）については削減を課さないでほしいということ。

第3に、今後の社会的要請や教育・研究の必要性において、国立大学の拡充整備を推進し、非常勤職員問題を考慮した定員増を進めること。

これらのことを国大協の要望書をもとに行政管理庁に強く申し入れるとともに、文部大臣からも行政管理庁長官に要望をしているところであるが、先般も報告したように、前国会における総理大臣の施政演説における方針があり、基本的総枠については今回の閣議決定ということになったわけである。今後、行政管理庁との間で各省庁別の削減目標数の設定のための折衝が続くことになるが、その過程において可能なかぎりの諸方策をとって国立大学にかかる削減率と削減数をできるかぎり軽減し、国立大学の運

営上支障が起きないように努力していきたい。

本日の特会協議会において諸々の協議を頂き、国立大学との連携を保ちながらこの定削問題に対処していく所存であるのでご協力をお願いします。

なお、昭和55年度の予算については、教育・学術の振興充実という観点から諸般の事情をふまえながら概算要求を取りまとめ、いま大蔵省に説明を通して詰めに入っているところである。その内容については後刻ご説明するが、国の財政状況の厳しいもとで55年度の予算編成は従前にみなかった困難が予想されている。今後とも55年度予算の確保に向けて一層の努力をする所存であるが、これについても併せてご協力をお願いします。

これに続いて向坊議長から次のように述べられた。

定削問題については文部省の多大のご努力に感謝している。第5次定員削減の問題に関しては、8月7日の新聞情報によってこれを知ったので、早速10日に取り敢えず国立大学に対する配慮方を要請する要望書を文部省および行政管理庁に提出した。そして、その後の情勢の推移をみて、9月20日に緊急理事会を開き、再度要望事項をまとめて、文部大臣に重ねて善処方を要望した。定削問題は国大協にとっては厳しい問題であるので、今後ともよろしくご配慮をお願いします。

なお、昭和55年度の概算要求については、昨日の第6常置委員会においてその要望書をまとめたので、後刻ここで提出することになっている。

ついで文部省と行政管理庁間の交渉の経緯について次のような報告がなされた。

1. 定員問題について

今回の定員削減問題が最初に報道されたのは8月4日であったが、その時点ではその内容には触れず、ただ行政改革のためには定員削減がなければならないということだけであった。そして8月10日には国大協から行政管理庁および文部省に対して要望が出された。その後政府の方針もはっきりしてきて、9月3日の第88回臨時国会における総理大臣の所信表明の中で、行政簡素化のことが明言された。続いて9月7日に第5次定員削減に関する行政管理庁案が提示され、そこに今回の削減計画が5年間で全体として4.2%という案が示された。そこで、9月13日に国大協会長等とこの問題について懇談し、9月20日国大協より文部大臣宛の要望が重ねて提出された。それをふまえて文部省は、国立大学の現状は第4次までの定削で極めて困難な定員状況にあるので、これ以上の定削には応じきれないという姿勢で行政管理庁と折衝を重ねていたのであるが、9月26日に配付資料のとおり閣議決定が出される結果になった。これをもとにして各省庁と行政管理庁との折衝が行われ、来る10月12日には各省庁別の削減目標数が閣議決定されることになる模様である。以上が今日までの大体の経過である。

それから具体的な内容の問題で国大協から特に要望のあった「教官、看護婦を削減の対象母数から外す」問題については、行政管理庁に対し強く主張したが、行政管理庁側としては、これを対象母数から外すことは全体的な定員管理の流れからして、現時点でその基本ベースを変えることは出来ないということであった。しかしながら第4次定削同様教官、看護婦等については、従来どおり削減率0の線という国大協に

対する責任は確保できるところまでくることができたとみている。

次に削減率の全体的な軽減等については、これから具体的な折衝が始まるのであるから、文部省としては大学の、通常の行政組織とは異なる特殊性を主張し、現に行政組織全体として他の組織を縮小しても国立大学の必要なものはふやしている実情にある性格の組織であることを十分ふまえたうえで、削減率について特別の配慮がなされるべきであることを強く主張することにしている。

ついで、以上の経過報告に関し、主に次の事項について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

- 教官、看護婦は是非削減の対象から外してもらいたい。しかし、そのために事務職員の方にそのしわよせが及ぶことのないように配慮されたい。
- 教官、看護婦を除いては、文部省関係の事務系職員の削減数は他の省庁より高いということがいわれているが、それは行政職の職種分類をしたうえで比較しなければわからないことであって、教官の削減が事務系職員に被さっているということではない。今後は同じ行政職の職種にしても削減率の低い職種分類を見出す努力をしていかなければならないと思っている。

この削減率の問題に関し、このあと種々質疑や意見交換が行われたのち、今後の対応策について協議が行われた。

2. 昭和55年度予算について

これについて今村委員（第6常置委員長）から次のように趣旨説明があった。

今回の要望書の内容は昨年度のものとは大差はないが、その「前文」において二つの点に手を加えた。その一つは定員削減に関する個所で、その後の状況の変化に即応し「第5次定員削減の閣議決定されたことに対し、国立大学への適用について深く憂慮している」というように表現を改めた。次は授業料等の費用に関することで、今回新たに「授業料等の費用については、これを増額しないよう配慮願いたい」という趣旨の要望を付け加えた。

次に具体的な要望事項としては、第1に「教育研究の基礎的諸条件の整備充実」を掲げている点は昨年と同様であるが、「特別教育研究経費等の増額」は1の「基準的教育研究費の充実」の項に繰り込み、「科学研究費の増額」は2として独立項目とした。そのほか「国内および国際交流関係経費の増額」の内訳の表現を改めた。そして最後に、いま文部省で構想されている「今後における学術情報システム」も含めた「学術情報流通組織の整備充実」の1項を新たに加えた。

以上の説明に続いて文部省側から、55年度予算に関してはその概算要求を8月末に提出し、大蔵省に対する説明も終り、いまその折衝が続いている段階である、と状況報告があった。

ついで、国大協から昭和55年度予算に関する要望書が提出され、協議会を閉会した。

30周年記念行事準備委員会

日時 昭和54年7月12日(木) 16:00~18:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 香月委員長
市岡, 吉田, 小島, 丁子, 石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

【議事】

記念行事の実施計画について

(1) 記念行事開催期日の変更について

初めに石塚委員より、記念式典等の実施期日は前回委員会(5.28)において、来年秋の総会終了翌日・事務連絡会議前日に当たる55年11月20日(木)とし、このことは去る6月の総会にも報告したが、その後予定会場の学士会館に折衝したところ、当日は都合がつかないとのことで、開催が不可能になった。事務局では、日程を変更しないで済むものならと二、三他に会場を探してみたが適当な会場が見当らなかった。そこで止むを得ず、会場はそのまま学士会館として、日程を一週間繰り上げ、別紙の通り11月11日(火)~12日(水)総会、13日(木)記念式典等、14日(金)事務連絡会議というスケジュール案をたててみたのでこれについてお話ししたい、と提案があった。

これについて検討の結果、この日程案どおり進めることとし、会長の意見もきき理事会の了承を得たうえで、各大学に連絡することとした。

(2) 式典・パーティーの招待者、記念誌・記念品の贈呈者員数等について

石塚委員より、資料「員数表(案)」について説明があったのち、これを基に種々意見交換が行われた結果、それぞれ次のようにすることとし、なお細部については今後更に調査のうえ詰めていくこととした。

- 式典招待者は会場の収容数も考慮し250人程度とする。
- 記念講演者を来年早々に決定する(候補者は必ずしも国立大学関係者に限らない)。
- パーティー招待者は600人程度とする(実数400人を見込む)。
- 記念誌は約2,000部刊行する(内半数を無償配付)。
- 記念品は500個製作する。
- 記念品、記念誌の残部処置は会長と相談して決める。

なお、記念品に関して石塚委員より、記念品のネクタイピンに関しては、香月委員長より福井東京芸術大学長を通じ同大学の山脇名誉教授に図案作製(来年の干支にちなみ猿の図案化)をお願いしているが、なお事務的に詰める必要があるため、8月中に同大学の村上事務局長を訪ね相談するつもりである、との報告があった。

(3) 記念誌の進行状況について

石塚委員より資料「30年史進行表」を基に原稿の進行状況について報告があった。

ついで、記念誌の表題について検討した結果、「国立大学協会30周年記念誌」とし、題字は向坊会長に執筆願うこととした。

次に、同誌に掲載する「資料」について検討し、内容のバランスを考慮し若干修正を加えること、資料の出典を明記すること、などを決めたほか、「名簿」については歴代会長・副会長、常置・特別委員会委員長名を年度ごとに列記する形式でまとめることにし、その他の委員の名簿掲載については、更に検討することとした。

諸 会 合

(54年7月～9月)

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| 7. 2(月) | 16:00 | 人事院との懇談 |
| 7. 12(木) | 16:00 | 創立30周年記念準備委員会 |
| 7. 20(金) | 13:30 | 第3常置委員会小委員会 |
| | 16:00 | 大学格差問題特別委員会専門委員会 |
| 7. 23(月) | 13:30 | 第2常置委員会小委員会 |
| 7. 25(水) | 13:30 | 日教組との会見 |
| | 14:00 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |
| | 14:00 | 入試懇談会 |
| 7. 31(火) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 8. 21(火) | 16:00 | 創立30周年記念誌編集小委員会 |
| 8. 23(木) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 8. 24(金) | 13:30 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 9. 4(火) | 18:00 | 行政管理庁との懇談 |
| 9. 10(月) | 10:30 | 第1常置委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9. 18(火) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 9. 20(木) | 10:00 | 第6常置委員会定員問題小委員会 |
| | 11:00 | 第6常置委員会 |
| | 14:00 | 理事会 |
| 9. 21(金) | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9. 25(火) | 16:00 | 創立30周年記念誌編集小委員会 |
| 9. 27(木) | 15:00 | 第6常置委員会 |
| 9. 28(金) | 10:00 | 特別会計制度協議会 |

計画的な 古代の道路

富山大学人文学部教授
木下 良

近年まで日本の道路は、道路としての体をなしていなかったが、これは徒歩と駄載を交通運輸の基本として、車を使わせなかった、徳川幕府の道路政策に由来するもので、これを以て日本では有史以来、計画的な道づくりが行われたことはなかったかのように考えるのは大変な誤解である。

洋の東西を問わず、中央集権的な古代国家では、広大な領域を統一支配するために、道路網の整備と駅伝の設置が不可欠であった。これらの古代道は測量に基づいて計画され、土木工事

を施して建設された人工の道で、その最も見事な例は、「すべての道はローマに通ず」と言われたローマ道に見ることができる。わが国でも、大化改新に始まる律令国家が中央集権的国家体制をとるが、既に「改新詔」の中に駅伝馬を置くことを命じ、その後の国史にはしばしば「大道」の開設・修治が記録されている。

わが国の古代道で最も代表的なものは、奈良盆地を直交して東西・南北に直線に通る、横大路と下ツ道であろう。その道幅は30メートル程もあり、藤原京と平城京はこれらの道を基準に設定され、また古代的耕地整理として、奈良盆地全域にわたって碁盤目状にあまねく施行された条里も、両道を基準にしていた。

全国諸地方にも同様の道路が敷設されていて、国府の設置や条里の施行など、古代的地域計画の基準線となっていたのではないかとみるのが私の研究である。

まず肥前では、国府から太宰府に向う駅路の痕跡が、16キロメートル程も一直線に残ることを空中写真に認め、これが条里地割に合致することを知った。現地踏査の結果、これらは殆ど廃道となっているが、狭いところで6～7メートル、広いところでは15メートル程の、切通し状の遺構が各所に残るのを認めた。同様の痕跡や遺構は、筑後・肥後・豊前など九州各地に認められ、これらの痕跡に沿って「車路」の地名が多いのは、これに車が使用されたことを思わせる。

播磨では2,500分の1国土基本図の図上測定によって、109メートル（一町）ごとの条里地割に対して、山陽道駅路の道路敷を示すと思われる、15～20メートル幅の余剰帯が認められ、空中写真にみられる道路状痕跡に接続することが知られた。これらは瓦の出土によって知られる諸駅家跡を直線的に連ねるのである。同様の状況は広く山陽道・南海道諸国に見られるところである。

一般的に空中写真による古道の検出は、畑地や荒地となっている台地上に多く、関東地方では常陸でこれを確認している。

以上は、たまたま検討を試みた地方について得られた結果であるから、全国的に検討すれば、さらに多くを確認することができるであろう。

要 望 書

国家公務員定員削減に関する要望書

要 望 書

昭和54年 8 月10日
国立大学協会
会長 向坊 隆

政府におかれては、第5次定員削減を来年度から実施すべく、計画の作業に入った由仄聞いたします。

本協会においては、別冊報告書に見られるとおり、第4次までの定員削減が国立大学の現場に与えた影響を詳細に検討した結果、このような定員削減はもはや限界に達しており、これ以上の削減があれば、大学の正常なる教育研究が極めて困難となることが明らかになりました。

つきましては、政府の第5次定員削減計画においては、国立大学関係を除外するよう格別のご配慮がなされるよう強く要望いたします。

(要望書提出先：内 藤 文 部 大 臣
金井行政管理庁長官)

国家公務員定員削減に関する要望書

昭和54年 9 月20日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国家公務員定員削減に関しましては、昭和54年 8 月10日付をもって、ご配慮をお願いいたしました。が、伝えられるところによれば、来週の閣議において、定員削減の大筋が決定される由であります。

つきましては、本件は、国立大学協会としての重大な関心事でありますので、本日の理事会において、重ねて大臣に格段のご努力をお願いするよう強い希望がありましたので、下記の諸点について、閣議におけるご主張において、国立大学協会の意向をご反映下さるよう、切にご高配をお願い申し上げます。

記

1. わが国の将来における大学の教育・研究の役割の重要性と大学の組織運営の特殊性に鑑み、行政職職員を含め国立大学の教職員の定員を国家公務員定員削減の一環として一律に扱わないこと。
2. 大学教員および医療関係職員が第4次定員削減の対象から除外された政府のご配慮については深く感謝するところではありますが、このことが行政職職員の定員削減にしわ寄せされたことは誠に遺憾でありました。第5次定員削減においては、なお一段のご考慮を願い、上記教職員

を定員削減の対象母数から外すこと。

3. 新設大学が第4次定員削減から除外されたことも感謝するところではありますが、新設大学においては、未だに必要な定員すら配当が終っていない現状に鑑み、第5次においても、除外すること。
(要望書提出先：内藤文部大臣)

要 望 書

昭和54年10月8日
国立大学協会
会長 向坊 隆

貴庁におかれては、9月26日の閣議決定に基づき、定員削減について、各省庁との具体的折衝を重ねておられる由承っております。

本協会は、8月10日付をもって、第5次定員削減については、大学の特殊性に鑑みた格別のご配慮をお願いしたところであり、本件は本協会として極めて重大な関心事でありますので、本日の緊急理事会の議に基づき、下記の諸点について格段のご考慮を重ねてお願い申し上げます。

記

特に御理解を煩わしい諸点。

1. 過去の四次にわたる定員削減の期間において、学生数が増えた（年間約2,000名増）こと、およびこれに伴い、また学問の発展につれて、教官数が増し、大学としての規模が増大したに拘らず、行政職が削減されたため、大学としては非常に困った状況に立ちいたっていること。
2. 大学の特性に基づき、特に行政職削減が困る主な理由は次のとおりである。
 - (1) 教官と職員が一体となって教育研究に対処しており、教官と職員を分けて後者を削減することに無理があること。
 - (2) 職員の業務が非常に細分化しており、職員数が極めて少数であるため削減が困難な職場が多いこと。
 - (3) 大勢の学生を対象とする職場が多く、その対応に必然的に人手を要すること。

(要望書提出先：金井行政管理庁長官)

昭和55年度予算に関する要望について

昭和54年9月28日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々ご配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学が国民の期待と社会の要請に即応してその責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行するについては、その水準を維持向上するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的充実を図ることは、一日もゆるがせにできないことであります。そのためには、経常的諸経費、施設設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め計画的な財政措置を講ずることが、国家的見地から緊要であります。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行われてはおりますが、とくに物価や公共料金等の持続的上昇率は、大学運営に要する予算積算の増加率をはるかに上廻り、教育研究の遂行に支障をきたす事態に立ち至っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応し充実整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、まだ老朽施設が多く設備も不足で、その更新と計画的整備が必要とされております。さらに、これらに関連して、施設の整備に要する用地取得についてもじゅうぶんな配慮が必要と思われます。

また、教職員定員については、直接教育研究にたずさわる教官の充実を要するほか、それを支える職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理のための要員の確保や事務機構等の整備充実が急務となっております。

国立大学教職員の定員削減については、従来から再三再四にわたり適用除外を要望してきたところでありますが、教官、看護婦等限られた職種を除くほか認められるところとはならず、各国立大学においては、教育研究の運営に深刻な支障を来しております。今般、政府におかれましては第5次定員削減の大綱を閣議で決定された由承っておりますが、本協会といたしましては、この削減計画の国立大学への適用については深く憂慮しております。

については、政府におかれては、昭和55年度予算の編成にあたって、国立大学の教育研究機関としての特殊性をじゅうぶん考慮され、教職員の定員確保ならびに所要の増員を図ることについて抜本的施策を講ずるとともに、別紙の要望事項の実現について、格別のご配慮を要望します。

なお、授業料等の費用については、我が国の高等教育のあり方や学生生活に多大の影響を及ぼすことが考えられますので、増額を行わないようご配慮をお願いいたします。

要 望 事 項

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

- 1 基準的教育研究費の充実
 - (1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額
 - (2) 教官研究旅費の増額（野外調査旅費の計上を含む。）
 - (3) 特別教育研究経費等の増額
- 2 科学研究費の増額
- 3 教育研究設備の整備充実
- 4 施設の整備充実
 - (1) 不足、老朽建物の整備
 - (2) 基幹整備の促進
 - (3) 防災・安全対策施設の整備充実
- 5 大学院の整備充実
 - (1) 大学院の新設拡充
 - (2) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実
 - (3) 大学院学生に係る学生当積算校費の抜本的増額
- 6 学部等の整備充実
 - (1) 学部・学科・講座・学科目等の新設整備
 - (2) 一般教育課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
 - (3) 教員養成学部の拡充整備および教育実習体制の充実（附属学校の整備充実を含む。）
 - (4) 医学・歯学教育の拡充整備（関連教育病院の臨床実習に要する諸経費の充実を含む。）
- 7 外国人教師・外国人講師の計画的増員整備
- 8 附属図書館の整備充実
別紙要望書のとおり。
- 9 国内および国際交流関係経費の増額
 - (1) 留学生交流体制の整備充実
 - (2) 在外研究員，内地研究員等の拡充
 - (3) 日本学術振興会の行う奨励研究員制度および国際交流事業の拡充
 - (4) 国際研究集会派遣事業および国際共同研究事業等の拡充
 - (5) 大学間交流の促進
 - (6) 大学・学会会館（仮称）の設置
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
 - 1 育英奨学事業の拡充
 - 2 教官と学生との交流経費の増額
 - 3 課外活動に関する指導経費・施設設備等経費の増額
 - 4 保健管理センターその他学生の健康管理経費の増額
 - 5 共同利用研修施設の整備

- 6 学生厚生補導施設基準面積の拡大
- III 附属病院の拡充整備
 - 1 附属病院の創設
 - 2 診療科の新設整備
 - 3 中央診療施設、特殊診療施設（救急部を含む。）の新設整備
 - 4 看護業務要員・医療技術関係職員等の増員整備
 - 5 医療設備の整備充実
 - 6 診療管理費の増額
 - IV 附置研究所等の整備充実
 - 1 研究部門の新設整備
 - 2 学内共同利用施設の整備充実
 - 3 共同利用研究所の整備充実
 - 4 研究用機器の整備充実
 - V 入試実施体制の整備
 - 1 大学入試センターの整備
 - 2 共通第1次学力試験実施経費の充実
 - 3 各大学における入試事務組織の整備充実
 - VI 学術情報流通組織の整備充実

大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書について

昭和54年10月15日
国立大学協会
会長 向坊 隆

国立大学協会は、大学の教育・研究における大学図書館の役割の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会において大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたび、その結果と最近における内外の大学図書館の新しい動向等を勘案し別紙のとおり「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書」を提出いたします。

ついては、国立大学図書館の整備充実の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をお願いいたします。

大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書

本協会においては、かねてより図書館特別委員会を設けて大学図書館改善のため種々の検討を行い、その検討結果と各大学の要望をふまえて、連年、関係当局に行政上ならびに予算上の諸措置を要請して参りました。さいわい、これらの要請に対してある程度の措置を得まして、大学図

書館に逐次改善が加えられましたことは感謝にたえません。

しかしながら、大学図書館の従来からの業務が量的に増大してきたことに加えて、学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について(中間報告)」にも指摘されておりますように、わが国の学術情報システムの整備充実のために大学図書館が担うべき役割はまことに重要であるのに対して、大学図書館の現状は人的・物的の両面においてはなほだ不十分であり、上記の役割にこたえるためには大学図書館の内部努力だけではいかんともしいがたい点が多々あります。別に国立大学図書館協議会からも要望が出されておりますが、本協会としてはそれを全面的に支持するとともに、特に下記の諸事項を要望して、その実現のための行財政施策を強力に推進されるよう切望する次第です。

要 望 事 項

1. 図書館資料充実のための措置

(1) 外国雑誌購入費について

昭和52年度新設の外国雑誌購入費の配分は自然科学系の大学に対して行われ、国立大学間の相互利用手続の改善もあって教育・研究に多大の効果を上げている。今後も、従来の配分額の増額とともにその範囲の拡大、ことに社会科学系、人文科学系に対しても配分されることを要望する。

(2) 参考図書購入費について

参考図書に関しては、その基本的なものを整備することはもとより、各大学図書館に必須の二次資料が多数刊行されているので、これの購入のための財源として参考図書購入費の増額を要望する。

2. 図書館職員増員のための措置

(1) 相互協力業務担当職員について

全国的な相互協力体制を推進するには、その拠点となる図書館において図書館資料の収集、受入、整理、連絡、複写等広範囲にわたって業務の増大を伴うので、そのための担当者が必要となる。ついては、当該図書館に対し、要員の確保増加を図ることを要望する。

(2) 参考業務担当職員について

参考業務担当職員については、これまでの予算措置により一応の充実をみたが、近年機械化された大型データベースを使用しての参考業務も始まっており、学術情報流通の窓口として、その要員の必要が増してきたので、新たに増員を図ることを要望する。

3. 図書館職員待遇改善のための措置

(1) 事務部長、課長、事務長について

図書館の管理職が事務局等の部課長より一段と低い管理職手当を受けていることは、学内における図書館の位置を低くすることであり、図書館に人材を得ることの妨げとなっている。

ついては、これらのものの管理職手当を事務局等の部課長と同格になるよう措置されたい。

(2) 図書館職員について

図書館職員の職務は、高度の知識と技術を必要とするので、その適材を確保するため、4等級、5等級の定数の拡大とともに、課長補佐、事務長補佐の新設、増加を要望する。

4. 図書館近代化のための措置

前述の「学術情報システム」は今後の各大学図書館の業務の改善、近代化にとって重大な役割を果たすことになるが、大学図書館の現状では適切な対応ができないおそれもある。

したがって、このシステムの実現にはそれに伴う人員、経費等についても充分配慮されることを要望する。

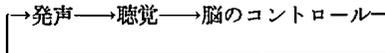
ことばと 情動と文化

東京医科歯科大学
難治疾患研究所教授
角田 忠信

時実教授はその著書のなかで脳の働きを、「生きる」ことに必要な脳幹、本能と情動に関わる動物的な「たくましく」生きる古い皮質、と「うまく、よりよく生きていこうとする」新しい皮質の三重の構造に分類した。そして人間を特徴づける最上層の新皮質の働きを基調とした縦の関係からみた人の脳の機能について解り易く説明した。

脳は左右に一对あり、重量も形も変らないが、機能的には非対称である。私がこれまで十数年来手がけてきた問題は、左右

の脳の機能分担についての問題である。つまり、人間の脳の横の関係を明らかにしようというものである。この問題へのアプローチにはいろいろあるけれども、私は長らく聴覚の研究を続けてきたので、聴覚を通して脳と言語の関係を理解しようと試みてきた。聴覚と音声言語は専門領域が違うので別の働きのように見えるが、我々が話すときには自分の声をよく聴きながらしゃべるといふ。



のフィードバックのループを作っている。そこで、このループを利用すれば聴覚を通して脳の働きが解明されるはずである。

私はこの方式による検査法を十数年前に開発して研究を続けてきたが、6年前に日本人と西欧人の左右の脳の分担に差があることを見付けた。その後は専ら正常者だけを求めて、多くの言語圏の人々を調べている。日本人は虫の音、蟬や動物の鳴き声、さらには自然界の風、雨、波、小川のせせらぎの音にも感じやすい性質をもっているが、これは母国語である日本語を学習したことにより後天的に作られた資質であって、先天的なものではない。日本後の母音に依存する度合は極めて大きく、母音のみからなる有意語の豊富さ、母音一子音一母音(秋 AKI, 姉 ANE……)という音節を使うことなどは西欧語にはみられない特徴である。詳しく説明するスペースがないが、結論的に日本語が原点となって、我々の情動の働きは言語を扱う左脳で主にコントロールされ、西洋人のそれは非言語的な右脳とかかわるようになる。この説は1974年に提起したものであるが、最近の別の方法による西欧の実験では右脳が情動に主役を果たすという見解が次第に定着しつつある。またアメリカで性機能を支配する中枢は右脳とする研究も出てきた。

日本人を特徴づける性質のうちで多くの人が指摘するのが、情緒性、感情的、非論理性ということであろう。西欧人とも他の東洋人とも違うこの特徴は土居健郎教授の『甘えの構造』に詳しく分析されている。私は日本語で作られた情動の特異なメカニズムが日本人と日本文化の根底をなす統一的な特徴であろうと考えている。そこで正常な人間を使ってはじめて可能な、脳と言葉と情動と五感との生理的關係を明らかにして、いままでの科学では触れることのなかった脳の働きと固有の文化との関わりを理解に役立てたいと念じている。

資 料

「高等教育の計画的整備について」（中間報告）に対する見解（回答）

昭和54年9月10日

高等教育計画専門委員会
主査 天城 勲 殿

国立大学協会
第1常置委員会委員長
北村 四郎

去る7月5日、貴委員会は、標記の報告に対して、当協会の所見を求められたが、とくに問題があると思われる部分について、下記のように見解を取りまとめたので、十分これをご検討の上、その内容が最終報告に反映されるよう配慮されたい。

記

I 基本的な問題点について

この報告は、昭和51年3月高等教育懇談会が発表した「高等教育の計画的整備について」の基本方針を受けつぎ、主としてその後期計画（昭和56年～61年）に関して、計画策定の考え方、内容、その推進のための方策等をまとめたものである。（P.1）

当協会は、昭和51年6月、さきの高等教育懇談会の報告に対する見解を発表したが、その要旨は、凡そ次のようなものであった。（別添資料1参照）

1. 基本的性格について

報告は、10年間のわが国の高等教育を、主として量的な側面から計画的に整備するための方向と内容を示したものであるが、その基調は、18歳人口の動態と経済・社会情勢の変化によって生ずる進学志望者の増大に如何に対応するかにかかれており、わが国の高等教育の現状認識と高等教育の理念をふまえて、そのひずみや空洞化の要因を探り、これを根本的に是正するための方策を立てるという方針をとらず、現実認識と基本理念を欠いている。

2. 内容について

国立大学に関しては、その研究教育の質が、深く大学院のあり方にかかわっており、整備の重要な柱がここに置かるべきであるのに拘らず、国が長い間、これを放置してきた実情に目をおおい、基本計画と切り離して「大学院問題懇談会」に、その審議を委ねている。

3. 教育経費について

計画の具体化に不可欠な高等教育経費の問題に全く触れていない。

以上の問題点の検討をふまえて、論理性と説得性のある高等教育の拡充整備計画が策定される

ことが望ましい。

その後、とくに大学院の問題については、昭和51年11月並びに翌52年3月の2回に亘って、修士・博士両課程の内容の詳細に関する要望を改めて提出した。(別添資料2, 3参照)

このたびの貴高等教育計画専門委員会の中間報告は、このような要望を全くかえりみることなく、高等教育懇談会の方針をそのまま踏襲し、全く同一の基調の上の方針を決定し、大学院問題や教育・研究経費の問題をその基本計画から除外して、報告をまとめている。

当協会としては、いままでの経緯にかんがみ、わが国の高等教育の将来をおもい、深い遺憾の意を表せざるをえない。

これらについては、来るべき報告に、当協会の見解が反映されるよう、具体的な施策が明示されることを要望する。

II 内容上の問題点について

「報告」(高等教育計画専門委員会の中間報告の略)の内容に従って、以下4つの項目について見解を述べる。

1. 前期計画による整備に関する評価について

「報告」は、高等教育懇談会による前期計画が、18歳人口の推移を考慮して、高等教育の発展のための基盤整備を図ることに重点を置き、その要点として、高等教育全体の構造については、その柔軟化・流動化を積極的に進めること、大学・短期大学については、地域間の格差や専門分野構成の不均衡の是正と、人材の計画的養成に必要な整備を図ったことを指摘し、昭和51年度以降の諸施策の進行について、次のような評価をなしている。

構造の柔軟化については、大学設置基準の弾力化によって、教育課程の改善が行われ、新構想の大学院が設置され、また技術科学大学・放送大学・昼夜開講制の試み・大学公開講座・専修学校等に着実な進展が見られたが、単位互換、研究指導委託などの制度や短期大学の運用に関しては、十分な進展がなかった。

また大学・短期大学の整備については、全体の規模は、目途の範囲内で計画が進められ、量的拡大、特に大都市における新增設の抑制措置は実効をあげ、国立大学については、地方大学を中心に目途の整備が進められ、また医師・歯科医師、医療技術者、教員の人材養成や私学における教育研究条件の改善などについては、目標に沿った進展がみられた。

しかし、(1)公立大学の整備 (2)大都市ないしはその周辺地域以外での私立大学の整備は、計画通りの進行がなされず、今後の検討課題として残された。(P. 2~4)

このような前期計画についての評価は、国立大学に関する限り、当を得ていないといわざるをえない。

即ち大学院の問題は措くとしても、教育の質的向上を図るために不可欠な研究費や不完全講座学科目や助手の定員、研究教育施設設備などにおける欠陥は、全く改められることなく放置され、研究費の如きは、物価の上昇や定員削減などによって実質的に低下している。

これらは、前期計画に基づいてなされた施策が、現状認識に欠け、現実の欠陥を是正するための方策たりえなかった結果といえることができる。

また構造の柔軟化の問題点とされた大学間の単位互換については、国・公・私立の大学間における経費負担の原則の基本的な相違が調整されない限り、実現はきわめて困難であろう。

2. 後期計画策定の考え方について

「報告」は、後期計画の策定に当り、(1)18歳人口の今後の推移と地域分布の変化 (2)大学・短期大学・高等専門学校への進学の動向、その他高等教育に対する需要の動向 (3)高等教育の多様化について審議し、さきに高等教育懇談会が策定した方向を維持・推進すべきであるとしている。

そして、(7)大学等の規模については、「量的な拡充よりも質的な充実重点を置く」ことが適当であり、(4)地域配置については、「大学等の大都市地域への過度の集中を抑制し、地方において整備を進め、地方における大学の特色ある発展や高等教育への進学のための多様化を図るなど」の適切な施策をとるべきであるとしている。(p. 4~8)

地方における大学等が、地域文化の中核となり、特色ある発展を遂げることは、望ましいことであるが、さきにも指摘したように、「報告」の高等教育整備の基本方針は、単に18歳人口や就学志願者の増大に無批判かつ受身に対応するのみで、正しい現状認識や将来にあるべき研究教育の理念を欠いており、そこに基本的な理念の欠落があるといわざるをえない。

また「報告」は、大学院の高等教育における位置づけを行わず、この問題を切り離して、地方国立大学の質的な充実を図るとしているが、現行の予算配分の方式では、これは不可能といつてよく、その内容が全く明確さを欠いている。

3. 後期計画の内容について

「報告」は、後期計画の6年間にとるべき措置として、その基本方針にしたがって種々の具体策を包括的に述べているが、そのうち今後の地方大学の整備については、「第三次全国総合開発計画との調和を図るとともに、専門分野構成の適正化に配慮する」ものとしている。(p. 10)

そしてその規模については、前期計画とほぼ同様の、国公立で年間平均2,300人(国立2,000人、公立300人)、期間合計14,000人(国立12,000人、公立2,000人)、私立で期間合計20,000人を目標としている。

しかし第三次全国総合開発計画の内容は、いまだ具体的に明示されていず、また専門分野構成の適正化についても曖昧な点が多い。即ち、前期計画では医療関係と教員の人材養成に重点が置かれ、「医歯関係」・「教員養成」・「一般」の数の割合が明示されていたが、後期計画では、「医師・歯科医師については概ね目標を達成し」「医療技術者・教員についても、ほぼ計画の用途に即して進んでいる」(p. 10)としながら、入学定員の数の増加だけが示され、専門分野構成の内容についての具体的な明示がなされていない。

このほか、現在文部省において計画されている義務教育における40人学級編成の問題についても、教員養成に関連してその方針が明示されることが望ましい。

また国公立と私立の整備の規模については、前期計画を全く踏襲しているが、私立大学等の実情よりみてこの比率は、再検討さるべきではないかと思われる。

更に私立大学の入学定員については、前期計画において1.8倍の状態を1.5倍にまで是正し、後期計画においてこれを1.3倍にしようとしているが、これはあくまでも完全な定員遵守への段階であることを明示すべきである。

「報告」は、医師・歯科医師については、前期計画によって概ね目標を達成したとしているが、歯科医師については、一部の地域において、その充実を要請する声もあるので、私立大学における水増し入学を是正するとともに、国立大学において増募する余地のあるよう、表現を改められたい。

なお地域配置について、「報告」が地域収容率の低い地域については、18歳人口の増加が見込まれない状況にあっても、ある程度の規模の整備を行うこととしているのは、妥当と思われるが、これは、研究教育の質を含むものとして措置すべきである。

4. 後期計画を推進するための方策について

「報告」は、「1.行財政上の措置」として、「(5)地方における大学等の整備を推進するために必要な促進方策について、例えば、国・地方公共団体・学校法人の間の協力方式、相互援助方式等を検討すること」(P.13)をあげているが、それが具体的に如何なることを指しているのか、また果してそれが可能なのかについて、予想される問題やその解決の方策などの、検討の結果を示すべきである。

添付資料

1. 昭和51年6月 「高等教育の計画的整備について」に対する見解
2. 昭和51年11月 大学院修士課程に関する要望書
3. 昭和52年3月 大学院博士課程に関する要望書

寄 贈 図 書

- 教育と情報 8月号, 9月号 (文部省)
厚生補導 8月号, 9月号, 10月号 (文部省)
産業と教育 7月号, 8月号, 9月号 (産業教育振興中央会)
I D E 8月号, 9-10月号 (民主教育協会)
E S P 8月号, 9月号, 10月号 (経済企画庁)
青少年問題 8月号, 9月号 (青少年問題研究会)
アジアの友 7月号, 8月号 (アジア学生文化協会)
みんぱく 7月号, 8月号, 9月号 (民族学振興会)
国際交流 20号 (国際交流基金)
インターナショナル・リクルートメント・ニュース No. 55, No. 56, No. 57 (外務省)
大学時報 7月号 (日本私立大学連盟)
日本の医学教育に関する白書 (全国医学部長病院長会議)
日本学術振興会事業の概要 昭和54年度 (日本学術振興会)
日本学術振興会年報 昭和52年度 (同)
JSPS ANNUAL REPORT 1977-78 (同)
国際学生セミナー報告書 文化接触と日本 (大学セミナー・ハウス)
会報 第39号 (大学基準協会)
学士会会報 No. 744 (学士会)
学生相談所年報 昭和53年度 (学徒援護会)
昭和53年3月大学, 高校卒業予定者の採用計画調査結果報告 (日本経営者団体連盟)
教育評論 7月臨時増刊号 日本の大学—その現状と改革への提言 (日本教職員組合)